

官報

平成二十六年三月十二日

○第百八十六回 参議院會議録第八号

平成二十六年三月十二日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第八号

平成二十六年三月十二日

午前十時 本会議

- 第一 國務大臣の報告に関する件(平成二十六年地方財政計画について)
- 第二 地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の會議に付した案件

- 一、永年在職議員表彰の件
- 以下 議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより會議を開きます。
この際、永年在職議員表彰の件についてお諮りいたします。

議員尾辻秀久君は、国会議員として在職すること二十五年に達せられました。

つきましては、院議をもって同君の永年の功勞を表彰することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平成二十六年三月十二日 参議院會議録第八号

永年在職議員表彰の件

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。
同君に対する表彰文を朗讀いたします。

(尾辻秀久君起立)

議員尾辻秀久君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました
参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

(拍手)

○議長(山崎正昭君) 溝手頭正君から發言を求められました。發言を許します。溝手頭正君。

(溝手頭正君登壇、拍手)

○溝手頭正君 私は、皆様のお許しをいただき、本院議員一同を代表して、たゞいま永年在職のゆえをもつて表彰されました尾辻秀久先生に対しまして、一言お祝いの言葉を申し述べさせていただきます。

尾辻先生は、平成元年の第十五回参議院議員通常選挙において初当選をされて以来、連続して五回の当選を重ねられ、今日まで二十五年の長きにわたり本院議員として御活躍をしてこられました。

この間、尾辻先生は、国民福祉委員長、選挙制度に関する特別委員長、個人情報保護に関する特別委員長、行政改革に関する特別委員長、予算委員長及び参議院副議長等の重責を担われ、ま

た、総務政務次官、沖縄開発政務次官及び財務副大臣を経て、小泉内閣の厚生労働大臣として国政の中枢に参画され、その卓越した政治手腕を遺憾なく發揮してこられました。

このように、尾辻先生は、高い見識と豊かな政治経験に基づき、我が国の議會政治発展のため多大な貢獻をしてこられました。

ここに、我々議員一同は、先生の二十五年間の御功績に対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに、本日、榮えある表彰を受けられましたことに對し、心から祝意を表する次第であります。

現在、我が国を取り巻く内外の諸情勢は誠に厳しく、克服すべき諸課題が山積する中であつて、国民の負託を受けた国会の責務は重く、参議院が果たすべき役割に対する関心と期待は高まるばかりであります。

尾辻先生におかれましては、どうか、今後とも御健康に留意され、国民のため、参議院のため、そして我が國議會制民主主義発展のため、なお一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。おめでとうございました。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 尾辻秀久君から發言を求められました。發言を許します。尾辻秀久君。

(尾辻秀久君登壇、拍手)

○尾辻秀久君 光陰矢のごとし。身の程も知らず、鉄幹に倣い、「ああ、我、ダンテの奇才なく、バイロン、ハイネの熱なきも、石を抱きて野にうたう、芭蕉のさびを喜ばず」と血潮をたぎらせ、身ぞ躍らせました若き日は、はや夢と過ぎました。先に逝つた友垣が無性に懐かしく、彼らの我を呼ぶ声がかすかに聞こえてきそうな今日この頃であります。

本日は、少しばかり長生きをした故をもちまして、表彰をいただいたことになりました。馬齢を重ねますと、恥をも忘れて、有り難く存じま

す。過分なお言葉を頂戴しました溝手頭正先生、先生方、皆様に御礼を申し上げます。

私の父は、三十二歳で戦死をいたしました。母は、残された私と妹を女手一つで力の限り育ててくれましたが、四十一歳で力尽きてしまいました。母もまた戦死であつたと思います。平和な時を生きた私は、父より四十年、母よりも三十年長く、まだ生きております。平和の有り難さをつくづく感じます。

余りに、余りにも大きな犠牲を払つて手にした今日の平和であります。戦争を風化させてはなりません。戦争の悲惨さを身をもって知る者は平和の尊さを語り続けてまいります。

高校生の妹と二人きりになりました私は、必死で職を求めました。すぎる思いで訪ねた会社で、片親でも仕事がないときに、両親のいない、高校を出たばかりのおまえに仕事があるはずがなからう、我が社は慈善事業をしているのではないと言われました。

私の政治の原点にある言葉であります。政治の世界に身を置くことになりましたとき、虫の目になると言いました。地べたをはいずり回つて、光の当たっていないところに政治の光を当てたいと願つたのであります。ドミニカ移民問題にこだわつたのは、そのためでありました。

妹と渡りました世間は、嵐も吹きましたし、雨も降りましたが、私たちは、終戦の日に、耐え難きを耐え、忍び難きを忍ぶ覚悟をしたのであります。風の寒さやひもじさは慣れつてでありました。B29に丸焼けにされた片隅で、鉄くずを拾い、それを売つて得た一個のコッペパンを皆で分けて食べました。

その仲間、今も、友の愛に我は泣き、我が喜びに友は舞う、友の情けをたずねれば、義のあるところ火をも踏む絆で結ばれています。親はいませんでした、仲間はいつもそばにいてくれま

平成二十六年三月十二日 参議院会議録第八号

した。おかげで、泡沫候補と言われた最初の県議会議員選挙以来、数多くの選挙を乗り越えてこられました。

多くの先輩、恩人に助けていただいて、まさに今日この瞬間があります。振り返れば短く、顧みて長い二十五年であります。

委員長として個人情報保護法を成立させましたときに、今日もこの議場におられる一人の先生に、審議を尽くしたとは言わないが、信義は守られたと思うと言っていた。ありがとうございました。

山本孝史先生の追悼演説では、男は人前で涙を見せるなどという薩摩の教育を受けた私が、不覚にも言葉を詰まらせてしまいました。先生方の拍手に助けていただいて全うすることができました。不敏なる私が二十五年間つづがなく勤めることができたのは、先生方の御厚情のおかげさまであります。御恩をいただきました方に、恩返しをしたいと思うなら、私に返して欲しくなくていい、できるときに誰かに返しなさいと言われまして、いまだ万分の一のお返しもできていないことを恥じております。義理と人情、浪花節の古い人間であります。

老兵は死なず。去る日まで少しでも多くの御恩返しができますよう努めます。先生方の倍旧の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

この議場に妻と子供たち、そして妹を座らせていただきました。初めてありがとうと言って、お礼の言葉を結びます。

生涯を通して、一つのパンは皆で分けるとおもしろいと教えてもらいました。虫の目になる政治を全うしてまいります。

本日はありがとうございます。(拍手)

国務大臣の報告に関する件(平成二十六年地方財政計画について)、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(山崎正昭君) 日程第一 国務大臣の報告に関する件(平成二十六年地方財政計画について)

日程第二 地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以上両件を一括して議題といたします。まず、総務大臣の報告及び趣旨説明を求めます。総務大臣新藤義孝君。

(国務大臣新藤義孝君登壇、拍手)

○国務大臣(新藤義孝君) 平成二十六年地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

まず、平成二十六年地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

本計画の策定に際しては、通常収支分については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図る一方、社会保障の充実分を含め、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うとともに、防災・減災事業や地域の元氣創造等の緊急課題に対応するために必要な経費を計上しております。

あわせて、引き続き生じる財源不足については、適切な補填措置を講じることとして、地方の一般財源総額について、前年度の地方財政計画を上回る額を確保することとしております。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業について、直轄・補助事業に係る地方負担分の全額を措置する震災復興特別交付税を確保するとともに、全国防災事業について、所要の補助事業費等を計上しております。

以上の方針の下に、平成二十六年の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出総額の規模は、通常収支分については、前年度に比べ一兆

四千四百五十三億円増の八十三兆三千六百七億円、東日本大震災分については、復旧・復興事業が前年度に比べ三千七百三十億円減の一兆九千六百十七億円、全国防災事業が前年度に比べ四百九十億円増の二千五百二十一億円となっておりまして、次に、地方税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から、耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置の創設等を行います。

また、税制抜本改革を着実に実施するため、法人住民税法人税割の税率の引下げ、地方法人特別税の税率の引下げ及びこれに伴う法人事業税の税率の引上げを行うとともに、自動車取得税の税率の引下げ及び環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置の拡充、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の税率の特例措置の拡充並びに軽自動車税の税率の引上げ等を行うこととしております。

さらに、東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長並びに国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととしております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

平成二十六年度分の通常収支に係る地方交付税の総額について、十六兆八千八百五十五億円を確保するとともに、当分の間の措置として、地域の元氣創造事業費を設けるほか、普通交付税の算定に用いる単位費用の改正を行うこととしております。

あわせて、平成二十六年度分の震災復興特別交付税について新たに五千七百二十三億円を確保

することとしております。

また、地域間の税源の偏在性の是正等のため、地方法人税を地方交付税の対象税目に加えるとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れることとするほか、当分の間の措置として、公共施設等の除却に要する経費に充てるための地方債の特例を創設する等の改正を行うこととしております。

以上が、平成二十六年地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) ただいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。二之湯智君。

(二之湯智君登壇、拍手)

○二之湯智君 自由民主党の二之湯智です。

私は、自由民主党及び公明党を代表して、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案に対し、関係大臣に質問をいたします。冒頭、一言申し上げます。

東日本大震災の発生から三年が経過いたしました。改めて、亡くなられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、御遺族の方々に心からお見舞いを申し上げます。我々は、今後とも、政府・与党一体となつて、被災者の方々に復興を実感していただけるよう、引き続き震災復興に全力で取り組んでまいります。

それでは、質問に入ります。

まずは、地方の景氣回復について伺いたいと思います。

アベノミクスの効果によって、多くの地方では景氣が上向いてきております。内閣府の発表している地域経済動向でも、多くの地域で景氣は回復又は緩やかに回復しています。ただ、都市部と比

べると、まだ十分にアベノミクスの効果が波及しているとは言えません。最新の有効求人倍率も、全国平均では一・〇四倍、東京都は一・四六倍となっていますが、まだ一倍を切っている地域も多くあります。

今後、どのようにアベノミクスの効果を地方にも波及させていくのか。全国的に景気が回復し、雇用も増え、給料が上がる、こういう状況に持っていくためには何が必要とお考えか、甘利経済再生担当大臣、お聞かせください。

次に、地方の自立について伺います。

安倍政権では、地方分権改革推進本部を設置して、地方分権改革の総括と展望を議論されています。地方自治体に十分な権限、財源が保障されておらず、真の意味で自立できていないことは、我が国の長年の課題であります。これまで地方分権と銘打った改革は数多く行われてきました。その結果、地方自治体の権限が前よりも増えたことは間違いないと思います。しかし、権限に見合った財源がなければ、本当の意味での自立にはなりません。

地方と国の仕事の配分は、地方が三、国が二、財源の配分は、地方が二、国が三、だと言われています。仕事は地方の方が多く、財源は国の方が多いためです。安倍政権の地方分権改革では、この構造を改め、地方の財政的自立を達成すべきだと考えますが、新藤総務大臣、御見解はいかがでしょう。

また、政令市の在り方についても伺います。

政令市と都道府県の二重行政が指摘され、総務省の地方制度調査会でも都道府県から政令市への権限移譲が提言されるなど、政令市の権限強化に向けた機運が高まっています。権限強化はもとより必要なことですが、その際には、権限だけでなく必要な財源の移譲を行うことも忘れてはなりません。

今国会には、教職員の給与に必要な財源を都道府県から政令市に移譲する法案が提出される予定です。これまで、政令市は教職員の人事権だけを持つていて、給与は都道府県が負担するというねじれの状態にありました。今回の法案は、政令市に権限と財源を一元化するという良い先例になると思います。

今後も、政令市への権限移譲は必ず財源とセットで行うべきだと考えますが、政府の方針はいかがでしょう。新藤総務大臣に伺います。

次に、自治体財政について伺います。

自治体の財政は、扶助費や公債費の増加によって硬直化が進んでいます。そのため、国の補助事業をやりたくても、自治体の負担が出せないために事業を諦めるというケースも多くあります。

このまま地方の高齢化が進めば、多くの自治体で政策的な経費が完全に底をつくという事態もあり得ます。既に京都市や大阪市では経常収支比率が一〇〇を超えており、財政に全く余裕がない状態です。これは、通常の収入では支出が賄えない、企業でいえば自動車操業の状態です。

政府の成長戦略や経済対策を進める上でも、自治体財政の硬直化は克服すべき問題であると思いますが、対応をどのようにお考えか、新藤総務大臣、お聞かせください。

公債費についても一点。

今、全国の自治体では臨時財政対策債の発行額が積み上がっています。多くの自治体は、血のにじむような努力をして歳出を削減し、臨時財政対策債以外の地方債を減らしています。その一方で、国が地方に押し付ける臨時財政対策債だけが積み上がっていくというのは、国の努力不足と言われても仕方ありません。全国の自治体が求めているように、臨時財政対策債をやめて地方交付税の増額を目指すべきだと考えますが、新藤総務大臣、いかがでしょうか。

次に、過疎対策について伺います。昭和四十五年の過疎法制定から、既に四十年以上がたちました。その間の過疎対策事業債の発行は九兆円に上ります。過疎対策の成果はどうだったでしょうか。過疎化が止まるどころか、どんどん過疎が進んでいることは誰の目にも明らかです。

さらに、今後数十年間、都市部への人口集中と地方の人口減少が進むと予測されています。厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所という機関が人口の将来推計を出しています。それによると、二〇一〇年から二〇四〇年まで、東京の人口は六％減りますが、秋田県の人口は三五％も減ります。

政府の機関がこのような予測をすること、これは、政府自ら今後も過疎対策には効果がないと認めるようなものではありませんか。これから東京都市の人口集中が続く、田舎からはどんどん人が出ていく。国の在り方としてそれでよいのでしょうか。これまでの過疎対策を根本から変えて、実効性のあるものにするべきだと考えますが、いかがでしょうか。新藤総務大臣の御見解を伺います。

最後に、少子化対策について伺います。

人口の減少は、地方の過疎化をますます深刻なものにするともに、我が国の国力全体を大きくむしろむす大問題であります。

私は昭和十九年生まれです。当時、我が国は戦火の中にあり、将来が見通せない状況でございましたが、七千三百万人の人口で、出生数はコンスタントに二百万人を超えていました。今、人口は当時の一・七倍となりましたが、出生数は半分以下です。国が平和で豊かであることと子供を産み育てることは全く別問題なのです。

先日、宇宙開発の「はやぶさ」プロジェクトに関わった技術者のお話を伺いました。その方は、日

本の科学技術はすばらしいが、それよりも我が国の最大の課題は少子化対策だ、なぜ国は本気で取り組まないのかと強く訴えておられました。

我々政治家は、日々の政治課題に忙殺されて、我が国が直面する本質的な問題を忘れがちではないでしょうか。少子化は国の存亡に関わる問題です。

少子化対策というと、すぐに働く女性のために保育所をつくるといった話になりますが、それだけでは足りないことは明らかです。人口問題研究所の調査では、二〇一二年、我が国の人口は一億二千七百五十二万人、二〇五〇年、九千七百万人で、実に三千四百四十万人減少します。政府が国民に対して、子供を産んで育ててほしいとはつきり言うべき段階にきていると思います。このまま人口減少が推移すれば我が国は滅亡する、そうした危機感を本気で訴えるべきではないでしょうか。

さて、社会には様々な問題があります。未婚の男女が共に五〇％以上結婚を希望しているのに、出会いがない、経済的理由のために結婚に踏み切れないと言っています。もう一つ、社会の変化による人の意識の変化も大きな問題です。結婚しているのに子供を持つことを望まない人たちが増えています。経済的理由だけでなく、自分が仕事をもち働き続けることと、子供を産み育てることの意味を深く考えねばなりません。未来に対する責任はどこにあるのでしょうか。人なくして国はありません。

こうした意識喚起をした上で、抜本的な少子化対策を求め、政府の見解を森少子化対策担当大臣にお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

○国務大臣(新藤義孝君 御答弁の前に、私からも、東日本大震災から三年が経過をいたしました。本日にたくさんの方々犠牲になられて、そ

平成二十六年三月十二日 参議院会議録第八号

れを思うだけで私たちは心が痛むわけでありま
す。亡くなられた方々に心から哀悼をささげ、そ
して御遺族の皆さんにお見舞いを申し上げたいと
思います。

我々は、安倍内閣は、閣僚全員が復興担当大臣
だと、そういう総理の方針にのっとって、そし
て、一刻も早く被災地の復興が進むように、私ど
も自分たちの役割を果たしてまいりたい、この
ように存じておる次第であります。

その上で、二之湯先生からは五点のお尋ねをい
ただきました。

まず、国と地方の税源配分についてのお尋ねで
あります。

国と地方の税源配分については、国と地方の歳
出規模に応じた税源配分となるように、五対五と
することを旨として、これまでも個人住民税の三
兆円の税源移譲などに取り組んできたところでご
ざいます。今後とも引き続き地方税の充実に取り
組んでまいります。現在の偏在性の大きい法人
課税の割合が高い地方税体系のまま地方税の比重
を高める場合には、これは大都市部への税財源の
集中が更に進み、財政力格差が拡大するおそれ
があるわけであります。

このため、今後、各地方団体の仕事量に見合っ
た形で地方税の充実を図っていくためには、税源
の偏在性の小さな税体系を構築することが重要で
あり、平成二十六年度税制改正においては、地方
法人課税の偏在是正の措置を講じたところであり
ます。

次に、政令指定都市への権限移譲と財源措置に
ついてのお尋ねでございます。

今国会に提出予定の第四次一括法案による事務
権限の移譲においては、昨年十二月に閣議決定を
した見直し方針を踏まえ、地方公共団体において
移譲された事務権限が円滑に執行できるよう、地
方税、地方交付税や国庫補助負担金等により確実
な財源措置を講じる方針でございます。

国務大臣の報告に関する件(平成二十六年地方財政計画について)、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法
等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

県費負担教職員の給与等の負担等の権限移譲に
より、政令指定都市において国が義務付ける教育
制度の運営に支障が生じないよう、義務教育費国
庫負担金、個人住民税所得割二%の税源移譲及び
地方交付税により財源措置を行う予定でありま
す。

今後、事務権限の移譲を行うに当たっては、
確実な財源措置を講じてまいります。

次に、自治体財政の硬直化についてのお尋ねをい
ただきました。

地方公共団体の財政の硬直性を示す経常収支比
率は、近年九〇%を超える高い水準で推移してお
り、硬直化が進んでいるものと私も認識をしてお
ります。これは、行財政改革の取組により人件費
の抑制に努める一方、社会保障関係経費などの扶
助費等が増加し、また、公債費等が高い水準にあ
ることなどによるものと考えます。

このため、地方公共団体においては、地域活性
化による税収増や歳出の見直しなど、財務体質の
改善に努める必要があるものと考えております。
次に、臨時財政対策債についてのお尋ねをいた
だきました。

臨時財政対策債は、国、地方共に巨額の財源不
足を抱える状況において、地方の財源不足を国と
地方が折半して補填することとしたルールに基づ
き、地方の負担分について発行することとしてい
るものでございます。本来的には、臨時財政対策
債のような特例債に頼らない財務体質を確立する
ことが重要であり、このためには、地方税収等の
増収を図るとともに、歳出構造を見直すことで財
務体質を強化することが必要であります。

また、法定率の引上げ等による地方交付税の確
保も重要であると考えています。現状では、国、
地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えている
ことから、法定率の引上げ等は容易なものではな
いと考えていますが、引き続き政府部内で十分に
議論をしてまいりたいと思います。

最後に、過疎対策についてのお尋ねをいた
だきました。

日本の人口減少の加速により、都市に人口が集
中し、過疎地域では集落が維持困難になることが
懸念されており、集落の維持、活性化のための対
策として、地域の課題に応じたソフト事業がま
す重要となっております。

平成二十二年の過疎地域自立促進特別措置法の
改正を受け、過疎対策事業債のソフト事業への活
用が図られております。加えて、平成二十四年度
補正から過疎集落等自立再生対策事業の交付金を
新たに設け、地域資源を活用した地場産業の振興
や日常生活機能の確保など、過疎集落等の維持、
活性化に向けた総合的な取組を支援しており、平
成二十五年補正及び二十六年当初予算でも引
き続き計上させていただいているところでござい
ます。

今後の厳しい見通しを踏まえ、実効性のある過
疎対策を進めるためにも、関係省庁で行っている
地域活性化施策を横串で組み合わせて支援する地
域活性化のプラットフォームを今般新たに構築を
させていただきました。過疎地域の活性化に向け
て政府一体となった取組を更に加速させてまい
りたいと、このように考えております。(拍手)

(国務大臣甘利明君登壇、拍手)

○国務大臣(甘利明君) 地方における景気回復に
向けた取組についてのお尋ねがありました。

地域経済につきましても、総じて景気回復の動
きが広がっております。ただし、御指摘のとおり
地域間でばらつきが見られることも事実でありま
す。雇用についても、有効求人倍率は多くの地域
で上昇しているものの、御指摘のように一倍を下
回る地域もあります。

政府といたしましては、思い切った税制措置を
含めた経済政策パッケージを着実に実行すると
ともに、政務使会議において共通認識を取りま
す、賃上げや処遇改善の実現に向けて確固たる土

台を築いてきました。

また、平成二十五年補正予算及び平成二十六
年度当初予算におきまして、景気回復が波及をし
ていない財政力の弱い市町村が行う地域活性化に
向けた事業への支援、六次産業化の推進、地域独
自の観光ブランドの確立支援等の政策を講じてお
ります。

こうした取組を強力に進めることによりまし
て、地方を含めた幅広い国民の皆様方に成長の成
果を行き渡らせてまいりたいと思っております。
以上です。(拍手)

(国務大臣森まさこ君登壇、拍手)

○国務大臣(森まさこ君) 冒頭、私からも、東日
本大震災の御遺族の方々に心からお見舞いを申し
上げ、被災者の方々、今なお避難生活をしてい
らっしゃる方々に復興を実感していただけるよ
う、震災復興に全力で取り組んでまいります。

少子化対策についてのお尋ねがありました。

議員に御指摘いただいたとおり、国立社会保
障・人口問題研究所の推計では、三〇〇年には
人口がゼロになるとされています。政府として
は、我が国は少子化危機というべき状況に直面し
ていると認識し、昨年六月に全閣僚による少子化
社会対策会議を開催し、少子化危機突破のための
緊急対策を策定いたしました。この緊急対策で
は、これまで取り組んできた子育て支援と働き方
改革をより一層強化するとともに、新たに結婚・
妊娠・出産支援を柱に加え、少子化対策三本の矢
として取組を進めることとしたところでございま
す。

この緊急対策に基づいて、希望する方の結婚、
妊娠、出産、育児への切れ目のない支援を全国的に
推進するとともに、地域のニーズに応じた地方の
取組の支援を進めているところであり、今後も
しっかりと取り組んでまいります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 藤末健三君。

(藤末健三君登壇、拍手)

○藤末健三君 民主党・新緑風会の藤末健三です。

質問に先立ち、昨日で三年がたちました東日本大震災で亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、今もなお避難生活を余儀なくされている方々に對し、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、会派を代表して、地方税法改正案外二件について、地方の税財政制度の在り方、日常生活に不可欠な電力、通信、郵便といったユニバーサルサービスの在り方、そしてアベノミクスに取り残された地方経済の在り方、三つの観点から質問を申し上げます。

まず、一つ目のポイント、地方税、地方財政の在り方について質問します。

先日、財務省は、税金や社会保険料といった国民負担率が来年度に四一・六%になると発表しました。これは今年度より一・〇%高く、過去最高になります。その原因は、四月からの消費税増税とともに年金保険料を引き上げるためでございますが、財政支出の徹底削減や議員定数の削減といった、政治家が自ら身を切ることもなく国民の負担増加が行われることについて、財務大臣の見解を伺います。

そして、負担増を国民に強いるに当たり、税制については、政府税調といった公式の公開の場ではなく、与党の税制調査会という法的な位置付けがない組織が議論をし、公開もしないままに決めています。これでは納税者は納得できません。この点について、財務大臣と総務大臣の考えをお聞かせください。

ほかに、地方税、地方財政そのものの在り方に対して全く考慮がされておられません。これらの法案においては、国と地方を合わせた税収のうち地方税は四五%を占め、一方、国と地方を合わせ

た歳出総額のうち地方歳出は五八%を占めています。この地方収入四五%と歳出五八%のギャップをなくすることが長期的な地方の税財政の課題と考えますが、この点について何らかの進歩があったか、総務大臣、お答えください。

地方が国への依存をなくし、自立的な財政運営を行うことは、行政サービスの受益と負担の関係を明確にし、住民が税金の無駄遣いを監視するためにも、また地方経済の自律的な発展を図る上でも必要です。この点を総務大臣はどのようにお考えでしょうか。

そして、消費税の引上げとともに、軽自動車税率を五〇%も増税すると決まりました。軽自動車は地域の生活の足であります。普及率が高い佐賀と鳥取では、百世帯に百台以上、つまり一世帯に一台以上の軽自動車があります。一方、東京都は百世帯に十一台と、その差は九倍あります。そして、軽自動車の用途は、八割は通勤として買物といった、四人のうち三人が毎日軽自動車に乗っている状況です。このような地方の生活の足である軽自動車の税負担を増すことは、地域格差として所得格差を減らすという税の基本原則に反するのではないのでしょうか。総務大臣の見解を伺います。また、今後検討される環境性能課税においても軽自動車への配慮が必要だと考えますが、総務大臣、いかがでしょうか。

次に、地域におけるユニバーサルサービスの維持について質問をいたします。

国立社会保障・人口問題研究所によりますと、二〇一〇年に比べ二〇二五年に人口が増える地域は沖縄と東京都、二つだけです。最も減少する県では、何と二割の人口が減ると推計されています。

このような課題に對し、太田国土交通大臣は、住民が少なくなつても、住み続けたいと思う人を大事にしたいとの考えの下、国土の新しいグラン

ドデザインの策定に取り組んでおられます。山間部や離島などにお住まいの方々の日常生活に不可欠なサービスの提供について、どのような理念で臨んでいくのかを伺います。

特に、福祉、通信、エネルギー、金融などのサービスの提供の在り方が各省庁ばらばらに議論されております。国土計画を所管する国土交通省が旗振り役となつて、多岐にわたるユニバーサルサービスの在り方について、省庁の枠を超えリードしていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、個別の分野に目を向けますと、例えば、地域内にガソリンスタンドがない地方自治体は何と七町村あります。一つしかない自治体は六十町村。七つの町村では、車で数十分も掛ける町までガソリンを入れるに行くという状況です。現在、事業者に対し、ガソリンスタンドの設備費用の補助を行っています。現状のこの政策で過疎地などにおけるガソリン供給サービスが維持できるのか、経済産業大臣の見解をお聞かせします。

また、この国会で電気事業法の改正案が提出され、今後、送電と発電の分離が行われる予定です。つまり、発電と発電の分離が参入することにより、発電コストが安くなり、電気利用者の利便性は上がると思っていますが、一方で、送配電においてはユニバーサルサービスが課される計画です。

私は、今までユニバーサルサービスを担ってきた電力事業制度改革の経緯や諸外国の電力自由化の失敗の事例から、送配電事業者が適切な設備形成やサービス提供を行うか非常に疑問に思っています。離島や山間部が多い我が国において、この改革は本当に電気料金の低下や利用者の利便性向上につながるのでしょうか。この点について経済産業大臣に伺います。

一方、通信のユニバーサルサービスについては、NTTがその責務を負って加入電話の提供を

行っています。加入電話はピーク時六千万回線ありました。今では三千万回線を割り、何と半減しています。この理由に携帯電話やインターネットの普及がございいますが、また同時に、NTTのユニバーサルサービスの収支を見ると、何と年間一千億円の赤字です。このような中で、特定の事業者が加入電話によりユニバーサルサービスを確保し続けることは合理的とは言えません。技術の進歩を踏まえ、経済合理性のあるユニバーサルサービスへ見直すべきです。総務大臣、いかがでしょうか。

そして、通信とともに郵便のユニバーサルサービスも重要な課題です。世界的にも今郵便は年間三%ずつ減っています。実際に、我が国における郵便数を見ますと、二〇〇〇年度から二〇一二年度にかけて、二百六十二億通から百八十九億通と、何と三割も減っている状況です。イギリスでは、昨年、郵便局ネットワークを維持するために五百億円の政府が補助をすることを決めました。そして、アメリカにおいては、今、郵便は公社、民間ではなく官が行っています。郵便のユニバーサルサービスの維持に対する総務大臣のお考えをお聞かせください。

また、二〇一二年に改正した郵政民営化法においては、貯金、保険といった金融サービスをあらゆる地域であまねく提供する義務を、ゆうちょ銀行、かんぽ生命といった金融二社ではなく、郵便事業会社と郵政持株会社に課しています。金融機能を持たない郵便会社と持株会社が金融ユニバーサルサービスをいかに維持し、そして提供し続けるか、総務大臣の見解を伺います。

特に現在、情報通信審議会郵政部会でユニバーサルサービスのコストを分析しておりますが、その結果が出るのは来年の七月と聞きます。それでは遅いです。是非とも、郵便と金融のユニバーサルサービスを、郵政グループによる郵便、貯金、

そして生命保険という三事業一体を前提に早急に議論していただきたいと考えますが、総務大臣、いかがでしょうか。

なお、郵政については、二〇一二年に改正した郵政民営化法の第七条の二の二項において、「郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするもの」としました。しかしながら、民営化された郵政事業が単に採算至上主義になれば、それは地域の切捨てにつながります。特に、来年株式上場が予定されていますが、株式が上場されれば、過疎地の郵便局は採算に合わず、株主価値を毀損するとして切り捨てられる可能性があります。

郵政グループの皆様の努力により局ネットワークは維持されていますが、やはり政治的な決断が必要で、是非とも、郵政の現場を鋭意回られ、そして理解をされている新藤大臣に、郵便局ネットワークの維持のための支援策や、公益性そして地域性の発揮について大きな方針を是非とも示していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

このように、通信、エネルギー、郵便、金融といったユニバーサルサービスは地域の人々の生活になければならないものです。しかしながら、担当省庁が多岐にわたり、個別に議論がされています。是非とも、将来を見据えた、省庁の枠を超えた検討を進めるべきだと重ねて申し上げますし、また、太田大臣には是非やっていただきたいと思っています。

三つ目のポイントであります地域経済の回復について質問いたします。

景気回復の実感を全国津々浦々にまで届けると安倍総理は述べられています。しかしながら、景気回復は地方にはほとんど及んでいません。実際に、地方の税収はリーマン・ショック以前のレベ

国務大臣の報告に関する件(平成二十六年度地方財政計画について、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明))

ルに全く回復していない状況にあります。しかしながら、今回、地方交付税の別枠加算額が何と四千億円も減額されている。総務大臣、是非ともこの削減の理由を伺いたいと思います。

そして、安倍政権においては、地方経済対策が公共事業偏重に戻っています。補正において五兆円の公共事業を行いました。予算の急増により、資材は高騰し、そして人手が不足し、数多くの公共事業の入札の不調があります。これでは地方を公共事業中心の経済に戻すだけではないでしょうか。

我が民主党が唱えるように、地方でニーズが高い介護、医療、教育、子育てといったこのようなサービスを地方で充実させ、そして、これらの分野で十分な所得がある仕事を増やすことが地域の経済活性化につながると確信します。経済財政担当大臣、いかがでしょうか。

私は、滋賀県で職を失った若者と会いました。彼は、東京で生まれ、そして高校を卒業した後に派遣会社に入り、まず最初に長崎の工場に派遣された。長崎の工場が景気が悪くなり、次に大分の工場に移され、大分の工場も景気が悪くなり、そして滋賀の工場に移された。そして、最後に滋賀の工場で解雇されたと言っていました。そして、彼は私に、こんなに真面目に働いても夢も希望も持てないと言っていました。今でも心に残っています。今、円安で輸出型産業は最高益を出していますが、国内に工場が立地されなければ、このような若者はますます増えてくるはずですよ。

昨年の鉱工業生産指数を見ますと、円安にもかかわらず、長崎県はマイナス八・五%、茨城県はマイナス五・六%、愛媛県、鳥取県はマイナス三・一%と、工業出荷が落ちています。円安にもかかわらず、是非とも、企業が国内に、特に地方に雇用を生む工場を造るような大規模な補助金、大規

模な税制措置を行うべきではないでしょうか。財務大臣と経済産業大臣に見解を伺います。

アベノミクスは、人、物、金といった資源の配分を市場メカニズムに委ね、資源が大都市に集中し、地方は衰弱してしまうのではないかと懸念しています。実際に、昨年の人口移動統計を見ますと、人口転入がプラスだったところは、東京、神奈川、埼玉、千葉、愛知、大阪、福岡、宮城といった大都市だけで、ほかの府道県は全てマイナス、人が出ている状況にあります。人、物、金といった資源を地方に回す政策がいかにあるべきか、甘利経済財政担当大臣に伺います。

最後に、我が国が目指すべきものは、地域が自立的な税財政の下に多様性を発揮し、そして地域の人々が全て安心して暮らせるサービスを受けることができる地域社会であることを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣新藤義孝君登壇、拍手〕
○国務大臣(新藤義孝君) 藤末議員から十点のお尋ねをいただきました。

まず、税制改正の決定プロセスに関するお尋ねであります。

税制は国民に広く負担をお願いするものであることから、政治家が中心となつて議論することが必要だと私も考えております。その過程において、政府、与党が緊密に連携し、与党における議論を踏まえた上で、政府は具体的な税制改正案を閣議決定し、法案を国会という公開の場で御審議いただいているところであります。したがって、税制改正プロセスの問題があるとは考えておりません。

次に、国と地方の税源配分についてお尋ねをいただきました。

国と地方の税源配分については、国と地方の歳出規模に応じた税源配分となるよう、五対五とす

ることを目指して、これまでも個人住民税の三兆円の税源移譲などに取り組んできたところであります。

今後とも、引き続き地方税の充実に取り組んでまいりますが、現在の偏在性の大きい法人課税の割合が高い地方税体系のまま地方税の比重を高める場合には、大都市部への税財源の集中が更に進み、財政力格差が拡大するおそれがあるわけであります。

このため、今後、各地方団体の仕事量に見合った形で地方税の充実を図っていくためには、税源の偏在性の小さな税体系を構築することが重要であり、平成二十六年度の税制改正においては、地方法人課税の偏在是正の措置を講じたところであります。

次に、地方の自立的な財政運営と自由度の拡大についてのお尋ねをいただきました。

地方分権改革を推進し、地域における受益と負担の関係を明らかにする観点からは、各地方団体が自らの財源である地方税を中心とした財政運営を行うことが望ましいものと考えております。

このため、今後とも、税源の偏在性の是正を図りつつ、地方税の充実に取り組んでまいります。また、地方団体が新たな行政ニーズに対する財源確保や政策インセンティブの手段として法定外税などの課税自主権を一層活用されることが望ましいと思っております。今後とも、わがまち特例の拡大なども含め、税制面での地方の自由度の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、軽自動車税の見直しについてお尋ねをいただきました。

軽自動車は公共交通機関の不十分な地域などで生活の足として使われているということは私も理解しております。一方で、地方においては、自動車に関連する道路や橋梁の整備、維持管理などの財政需要も大きいものがあります。また、軽自

自動車と小型自動車について、税負担の均衡を欠くのではないかと指摘もかねてからあったわけであります。

今回の軽自動車税の見直しは、このような様々な観点も含め、地方財政審議会の検討会報告書、そして地方団体の御要望等も踏まえまして、与党税制調査会における議論を経て決定されたものであります。その内容としては、自動車取得税において、軽自動車に係る税率の引下げを行った上で、軽四輪車に係る新税率適用を平成二十七年四月以降に取得される新車からとするなど、様々な形での配慮がなされたものとなっております。

また、環境性能課税における軽自動車の取扱いや軽自動車税における軽課の在り方については、平成二十七年税制改正に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、電気通信のユニバーサルサービス制度の見直しについてお尋ねをいただきました。

総務省では、世界に誇れるICT基盤を実現するために、去る二月、情報通信審議会に二〇二〇ICT基盤政策特別部会を設置して、十一月を目途に結論を得るべく審議をしているところであります。ユニバーサルサービス制度の在り方につきましては、審議事項の一つにさせていたいただいておりまして、御指摘の点も含めて検討させていただきたいと、このように考えます。

次に、郵便のユニバーサルサービスの維持についてお尋ねいただきました。

郵便を含む郵政事業のユニバーサルサービスについては、まずは日本郵政グループにおいて、収益構造の多角化、経営の効率化等を進めることによつてその責務を果たしていくべきものと認識をしております。

総務省といたしましては、引き続き、郵政事業のユニバーサルサービスの安定的な確保が図られるよう、日本郵政グループの経営努力等を注視し

ながら適切に監督をしてまいりたいと考えております。

次に、金融のユニバーサルサービスの提供、維持についてのお尋ねをいただきました。

金融のユニバーサルサービスの提供につきましては、平成二十四年十月の改正郵政民営化法により、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の責務として課されたところであります。

その具体的な提供方法に関しては、日本郵便株式会社法において、日本郵便株式会社は、自ら選定する金融機関との間で、金融の窓口業務、日本郵便が銀行代理業、保険募集等を営む契約を締結することにより提供いたします。同社では、現在はこの契約をゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険との間で結び、金融のユニバーサルサービスを提供しているところであります。

次に、情報通信審議会における郵政事業のユニバーサルサービスに関する議論についてお尋ねがありました。

郵政三事業のユニバーサルサービスについては、まずは日本郵政グループにおいてその責務を果たしていくべきものであると認識しております。一方で、将来にわたつて郵便、貯金、保険の郵政三事業のユニバーサルサービスを安定的に確保するための方策の在り方を検討するため、総務省において、昨年の十月、情報通信審議会に諮問を行つて、現在、有識者の方々による御議論をいただいているところであります。具体的には、本年度中にユニバーサルサービスコストを算定するための手法等を整理した中間答申をいただいで、それを踏まえて、総務省においてコスト算定を行つた上で、同審議会において郵政三事業のユニバーサルサービスの確保方策の在り方について御議論をいただくことになっております。

次に、郵便局ネットワークの維持の支援策や公務大臣の報告に関する件(平成二十六年地方財政計画について)、地方税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

益性、地域性の発揮についてのお尋ねをいただきました。

郵便局ネットワークについては、改正民営化法において、国民が郵便、貯金、保険の基本的サービスにあまねく全国において公平に利用できるよう、ユニバーサルサービスを行う郵便局ネットワークを維持することとされております。具体的には、総務省令において、過疎地において改正民営化法の施行の際の水準を維持することと規定をしております。その現に水準は維持をされているわけであります。

公益性、地域性については、これまでも、日本郵便株式会社が住民票の写しの交付などの地方公共団体受託事務や高齢者に対する声掛け、集荷、これをひまわりサービスと言っておりますけれども、こういったサービスをやってきておりますが、昨年十月からは新たに郵便局のみまもりサービスというようなものも開始をしているところであります。

私は、平成二十四年の十二月、総務大臣を拝命いたしましたけれども、北海道旭川から西は長崎の対馬まで各地の郵便局を訪問して、地方に出る場合はできる限り郵便局の局長さん方ともお話をさせていただいております。先週末には、仙台中央郵便局において、東日本大震災で自らも被災されながら復旧活動に当たられた局長方のお話も聞かせていただきました。いろんなまた御提案もいただいているところであります。

今後とも、日本郵政グループにおいては、地域や関係者の声によく耳を傾けながら、地域のニーズに応じた多様なサービスを展開するなど、公益性、地域性を十分に発揮されることを期待しております。

最後に、地方交付税の別枠加算の減額についてお尋ねをいただきました。別枠加算は、リーマン・ショック後の景気低迷により税収が大きく減少したこと等により、財源不足が拡大し、その状態が続いていること等から継続されてきたものであります。平成二十六年度においても、地方税収はいまだリーマン・ショック以前の水準まで回復をしております。大幅な財源不足が生じることから、別枠加算については、リーマン・ショックにより大幅に落ち込んだ地方税収の回復の程度を勘案をして、一定の縮減を図つた上で必要な額、六千億円を確保したところでございます。その上で、地方が自由に使える財源である一般財源総額については、対前年度六千五百一十億円の増として、平成二十五年度を相当程度上回る額を確保させていただきました。

今後とも、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税を含めた必要な一般財源をきちんと確保してまいりたいと思っております。以上であります。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 藤末健三先生から三問頂戴をしております。

国民負担の増加についてのお尋ねがありました。二〇一四年度における国民負担率の増加は、消費税率引上げなどによる租税負担率の増加が主たる原因となっておりますのは御存じのとおりです。この消費税率引上げは、世界に冠たる社会保障制度をしっかりと次の世代に引き渡すとともに、子ども・子育て支援を充実させていくためのものであります。

その上で、御指摘の歳出の抑制につきましましては、社会保障につきましましては、昨年成立したブルグラム法に沿つて不断の改革を進めつつ、社会保障制度全体の効率化、自然増の抑制に取り組むとともに、その他の歳出につきましても、予算編成における施策の洗い直しや重点化などによりしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、政治家自身が身を切るべきとの御指摘につきましては、これは国会で御議論をいたさなくては差し控えていた、だきたいと存じます。

税制改正の決定プロセスに関するお尋ねがっております。

税制は、国民に広く負担をお願いするものであります。したがって、政治家が中心となつて議論することが必要であろうと考えております。その過程において、政府、与党が緊密に連携し、与党における議論を踏まえた上で、政府は具体的な税制改正案を閣議決定し、その法案を国会という公開の場で御審議をいただいているところであり、また、したがって、税制改正プロセスに問題があると考えているわけではありません。

最後に、地方の工場立地への支援策についてのお尋ねがっております。

補助金による支援につきましては、経済産業省において、企業立地促進法に基づき、企業が地域に工場等の生産拠点を設置するための設備投資支援などの取組を行つておられるものと承知をいたしております。

また、平成二十六年度税制改正におきましては、生産性の向上につながります設備投資を促進する税制の創設や、中小企業の投資を促進する税制の拡充などを行うことといたしております。このような取組を通じ、地方を始め国内の工場立地が促進され、地域の雇用を生んでいくものと期待をいたしております。

以上です。(拍手)

〔国務大臣太田昭宏君登壇、拍手〕
○国務大臣(太田昭宏君) 新たな国土のブランドデザインについてお尋ねがありました。

今後、急激な人口減少と高齢化が進むことにより、国土を一平方キロのメッシュで切りますと、

国務大臣の報告に関する件(平成二十六年度地方財政計画について)、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

二〇五〇年には約六割の地域で人口が半減し、そのうち約二割は無居住地になるという試算もございいます。

私は、多様な地域をふるさととして愛する国民が、その地域に住み続けたい、親しい人と共に生きていきたいということを大事にしていくことが国土政策の基本ではないかと考えています。このためには、医療や福祉、買物など、日常生活に必要な機能をコンパクトな拠点に集約し、それをネットワークでつないでいくという考え方が今後の基本になると考えます。例えば、御質問にありました山間部や離島などでは、商店、診療所など日常生活に不可欠な機能を集約し、周辺の集落との間をデマンドバスなどで結ぶ小さな拠点を形成することが有効だと考えます。

今月末には、このような考え方を盛り込みました新たな国土のブランドデザインの骨子を示すこととしております。この考え方を関係省庁と共有し、連携しながら、地域で生活する上で不可欠なサービスを維持し、地域に住み続けることを大事にする国土づくりに取り組んでまいります。

以上です。(拍手)

〔国務大臣茂木敏充君登壇、拍手〕

○国務大臣(茂木敏充君) 藤末議員にお答えをいたします。私には三問です。

最初に、過疎地におけるガソリンスタンドの維持についてであります。東日本大震災以降、災害に備えた石油製品供給網の強化の必要性や、地域のエネルギー拠点であるガソリンスタンドのライフラインとしての重要性が改めて認識をされております。他方で、過疎地においてはガソリンスタンドが減少傾向であり、日常生活でのガソリンの給油や高齢者の方々への灯油配送などに支障が生じることが懸念をされます。

このため、平成二十六年度予算案において、過

疎地におけるガソリンスタンドの地下タンクの設備更新支援の補助率を引き上げるとともに、小型で安価な地上燃料タンク内蔵の給油機の導入支援も行うこととしております。さらに、ガソリンスタンドを所有する自治体等も補助対象に追加します。これからは地方自治体等との連携を強化しながら、こうした対策をしつかりと講じることにより、過疎地におけるガソリンを始めとした石油製品の安定供給の確保を図ってまいります。

次に、電力システム改革についてであります。が、エネルギー制約の克服に向けた改革の中心を成す電力システム改革は、新規参入の促進や競争環境の整備による電力の低廉かつ安定的な供給のために必要不可欠な、まさに待ったなしの取組であります。電力料金については、改革により、電気事業者間の競争の促進や新たな発電事業者の参入、全国レベルでの低廉な電源から順に使用することによる発電コストの低減等により、料金が最大限抑制されることが期待をされます。

また、改革により、電力会社、料金メニュー、電源等を選びたいという需要家のニーズに応えるとともに、送配電事業者に対して、離島の需要家に対して他の地域と同等の料金で電気を供給すること、山間部等においても送配電網の建設、保守を行うことを義務付け、投資回収を保障すること等により、地方の利用者にとつても利便性の維持向上を図ることといたしております。諸外国の改革の教訓も踏まえ、安定供給の確保や需要家の保護の手当でも講じながら、引き続き、改革を着実に進めてまいります。

最後に、地方への工場立地を促進するための補助金や大規模な投資減税についてであります。が、委員御指摘のとおり、アベノミクスによります成長の果実を全国津々浦々に届けていくため、地方における企業の新規立地や雇用確保にもつながる

国内での生産活動の活性化は重要な課題であります。

このため、企業収益の改善を通じて雇用創出につながる設備投資減税は重要であり、平成二十六年度税制改正において、地域経済を支える中小企業・小規模事業者者に広くお使いいただいている中小企業投資促進税制を、よりインセンティブが高く、より広い範囲をカバーする仕組みとしております。

また、ものづくり補助金を一千四百億円確保した上で拡充し、一万一千社を超える中小企業・小規模事業者の試作品開発や生産プロセス、業務プロセスの改善を支援し、新たな事業展開を応援していきます。

さらに、地方公共団体の計画に基づく企業誘致に対しても、企業立地促進法により税制面や金融面での支援を行っております。これらの施策に加え、新たな市場の創出につながる規制改革等を通じて我が国の事業環境を整備し、世界で一番企業が活動しやすい国を目指してまいります。(拍手)

〔国務大臣甘利明君登壇、拍手〕

○国務大臣(甘利明君) 地域経済の活性化策、地方でニーズが高い介護、医療等のサービスの充実についてのお尋ねがありました。

地域経済の活性化を図るためには、成長戦略の実行の効果を地域経済や中小企業等に浸透をさせ、成長の実感を日本全国津々浦々に届けていくことが重要であります。地域ブロックごとに開催をされております地方産業競争力協議会から得られました全国各地の生の声を、御指摘の点も踏まえまして、成長戦略の実行に反映させてまいります。

医療、介護に関して、日本再興戦略では、戦略市場創造プランとして、高齢化を始めとする世界の国々が直面する重要な社会課題を先駆けて解決をし、それをばねに新たな市場を創造していくこ

とを掲げております。具体的には、医薬品・医療機器開発や再生医療の実用化の促進、規制・制度改革や技術開発政策の強化を図ってきているところであります。

子育て支援の充実につきましては、我が国最大の潜在力である女性の力を生かすという点で成長戦略の面からも重要な課題でありまして、待機児童解消加速化プログラムの実行等に取り組みます。

このような医療や介護、子育て支援などの分野につきましては、制度の持続可能性を確保しつつ、その成長産業化に取り組んでまいります。

本年一月には、成長戦略進化のための今後の検討方針を取りまとめました。同方針に基づき検討を進め、年次を別途に行う成長戦略の改訂では、これまで成長産業とみなされてこなかった医療・介護分野を成長エンジンとして育成をしていくとともに、女性の活躍を支えるための子育て支援を推進をし、成長の果実を地域へ波及させてまいります。

人、物、金といった資源を地方に回す政策の在り方についてお尋ねがありました。

地域再生を牽引をする強い地域経済構造を構築していくことは重要でありまして、経済財政諮問会議におきまして、産業競争力会議との連携も図りながら、地域特性を生かした地域づくり方や、人と活動の集積促進策などについて検討してまいります。

また、現在、経済財政諮問会議の下に「選択する未来」委員会を設置をいたしまして、人口減少などの構造変化を見据えて、地域づくりの在り方も含め、我が国経済の中長期的な発展を実現するための議論を進めております。

今後、こうした議論も踏まえつつ、地域の課題の克服に向けた取組を進めてまいります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 渡辺美知太郎君。

(渡辺美知太郎君登壇、拍手)

○渡辺美知太郎君 みんなの党の渡辺美知太郎です。

冒頭、一言申し上げることをお許しください。

昨日で、数多くの尊い命が失われ、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から三年を迎えました。改めて、大震災で犠牲となられた方々に哀悼の意を表しますとともに、現在も不自由な避難生活を余儀なくされている皆様の生活が一日も早く安定されますこと、私たちも党派を超えて全力で震災復興に取り組んでまいります。

それでは、みんなの党を代表し、ただいま議題に上がりました地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案並びに平成二十六年地方財政計画について質問をいたします。

私たちみんなの党は、地方を元気にするために、国民に最も身近な地域が主体となり、地域住民のための政治を行っていく地域主権型道州制をアジェンダに掲げております。

まず、地方交付税法等の一部を改正する法律案について伺います。

今回の改正において、消費税が八%に引き上げられることに伴い、地方交付税の不交付団体である東京都などの税収が増え、その他の地方公共団体との間で税収格差が発生すると見込まれることから、法人住民税の一部を国税化し、その税収を地方交付税として配分するものです。

政府は、国から地方への権限、財源の移譲を促進する地方分権改革に取り組んでいるとのことですが、このように国が召し上げて地方に分配する方式は政府の地方分権改革への取組に逆行するのではないのでしょうか。今後このような方法を取るのでしょうか。新藤総務大臣に伺います。

今必要なのは、自治体の自立を促す改革です。地方に財源を移す抜本的な改革が必要です。使い道が自由なお金が増えてこそ、創意工夫を競う環境が整います。

みんなの党は、安定財源である消費税を全額地方税化することを提案しております。

消費税の全額地方税化について、これまでの新藤総務大臣の答弁では、地方への社会保障負担を理由に慎重な姿勢が見受けられます。しかし、日本は本来、給付と負担の関係が明確な社会保障方式で社会保障を運営しているはずで、税金の投入を当てにし続けると、給付と負担が不明確になり、社会保障費は膨らむ一方です。多額の税金を投入する前に、歳入庁などの設置により、十兆円は取りつづけていられると言われている保険料の徴収対策を更に徹底すべきであります。

消費税の全額地方税化は荒唐無稽な話ではありません。菅官房長官は、総務大臣でいらしたとき、地方消費税の拡充を提言なさっていました。

菅官房長官に伺います。

長官が総務大臣のときは、地方への税源移譲について、偏在の少ない地方消費税を基幹税とすべきとおっしゃっていました。しかし、平成二十六年地方財政計画における地方税の税収内訳では、地方消費税は地方税全体の八・六%にすぎず、基幹税とは到底呼べるものではないと思います。

菅官房長官は、今も地方への税源移譲の基幹税は地方消費税であるべきとお考えですか。もしそうであるならば、消費税を社会保障目的の税化する社会保障・税一体改革に基づいた今回の消費増税についていかがお考えですか。また、消費税の全額地方税化についていかがお考えですか、伺います。

次に、交付税に関連して、地方の財源不足を補填するいわゆる国と地方の折半ルールについて伺います。

います。

臨時財政対策債を使う折半ルールは、平成十三年度に制度化され、当初は平成十五年度までの三年間の措置とされました。しかしながら、これ以降も度々継続され、平成二十六年についても折半ルールを平成二十八年度まで継続されることとなりました。

臨時財政対策債については、後年度に元利償還金全額が地方交付税に算入される、言わば交付税の後払いとしての性格を持ちます。しかし、システムとしては元利償還金全額を地方交付税の算定に用いられる基準財政需要額に算入するため、基準財政収入額が増えればその分地方交付税は減額となり、臨時財政対策債全額が地方交付税で戻ってくる保証はありません。

また、臨時財政対策債は各々地方自治体が発行する債券であり、国債や国の借入金と比べ信用力が劣るため、通常、スプレッドという利回り格差が付きます。そのため、国の借入金で調達していた地方交付税特別会計借入れに比べると、スプレッドが付く分、負担が増えます。

臨時財政対策債に頼る折半ルールについては、以上のような問題が指摘されます。折半ルールはいつまで続けるおつもりですか。折半ルールの代替案を具体的にお示しいただくことは可能ですか。新藤総務大臣に伺います。

また、スプレッドに関しても伺います。

スプレッドは、償還期日や発行団体などの条件によりまちまちですが、例えば奈良県と岡山市が発行している債券で償還期日が類似した国債の流通利回りに対するスプレッドは、〇・五%から一・五%の間のものがあります。その間を取って例えばスプレッドを一%とすると、平成二十五年度の臨時財政対策債の見込み残高が四十五兆円ありますので、四千五百億円地方交付税特別会計からの借入れより負担が増えることになります。

総務省は、こうしたスプレッドによる負担増を把握していますか。把握している場合は、幾らの負担増になりますか。新藤総務大臣に伺います。

恐らく、今回質問した地方に財源を移す抜本的な改革や折半ルールの代替案について、国民が期待している具体的な数量や期日を挙げての御答弁はいただけないものと思います。それは、地方税の財源として有力視されていた消費税を、地域主権とは全く関係のない社会保障・税一体改革により、中途半端な社会保障目的税にしてしまったからであります。

地方が自立するためには、三位一体改革では不十分であった財源移譲への道筋を立てなければなりません。四月からの消費増税は、経済だけでなく、このように国と地方のブランドデザインをも狂わせてしまいます。

昨年の参議院選挙でねじれ国会は解消されました。もう財務省を気にする必要はありません。やはり消費増税を凍結すべきであります。私たちみんなの党は、結党以来ずっと増税の前にやるべきことがあると訴えてまいりました。みんなの党は消費増税凍結のためなら協力を惜しまないことを申し添えまして、私からの質問といたします。ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣新藤義孝君登壇、拍手〕
○国務大臣(新藤義孝君) 渡辺議員からお尋ねをいただいております。まず、地方法人課税の見直しについてのお尋ねであります。

税制抜本改革法の規定を踏まえて、地方消費税の充実による地域間の財政力格差の縮小を図るため、偏在性の大きい法人住民税法に税割の一部を国税化し、その税収全額を地方交付税原資に繰り入れる措置を恒久措置として講ずることとしております。

また、今回の見直しは、地方消費税の税率引上げにより地方の税財源が拡大する中で行うものであること、また、法人住民税の税率引下げ分に相当する額は、その全額が地方の固有財源である地方交付税の原資となり、地方の貴重な税財源の充実につながり、財政運営の自主性、自立性が高まることから、地方分権に資するものであるというふうに考えております。

総務省としては、引き続き、地方税の充実と併せて、偏在性の小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて努力をしてみたいと、このように考えております。

次に、折半ルールについてのお尋ねがありました。折半ルールは、国、地方共に巨額の財源不足を抱える状況において、地方の財源不足を国と地方が折半して補填することとし、国は一般会計からの地方交付税の特例加算、地方は臨時財政対策債の発行により対応すると、このようにしてあるわけでありです。

本来的には、臨時債のような特例債に頼らない財務体質を確立することが重要であり、具体的には、国と地方で折半して補填すべき財源不足が解消されて、財源不足による新たな臨時債の発行が行われなかった平成十九年度及び平成二十年度の状況、こういったものなるべく早期に実現することを目指しているわけでありです。

このためには、まずはアベノミクス効果を全国津々浦々に届けて、地方税収等の増収を図るとともに、歳出構造を見直すことで財務体質を強化することが必要であり、その実現に向けて努力をしてみたいと、このように考えております。

最後に、臨時財政対策債の発行による金利負担の増をどのように把握しているかと、こういうお尋ねをいただきました。仮に平成二十五年度末の既往の臨時債の全てを交付税特会借入金により調達することとした場合

には、この利子負担金と平成二十六年地方財政計画で見込んでいる臨時債の利子負担を比較すると、この臨時債の発行による方が利子負担が約〇・四兆円程度増加するというようなことが、これは仮定の上での想定であります。そして、これは足下の金利環境を前提とすると、十年などの長期で調達することが一般的な臨時債の金利の方が短期で調達している交付税特別会計借入金の金利よりも高いことなどによるものであります。

多額の地方債残高を踏まえると、金利動向には細心の注意を払わなければならないと、これは私たちも当然考えておるわけでありです。地方財政に対する市場の信認を維持するためにも、引き続き、国と基調を合わせた地方財政の健全化に取り組んでまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣菅義偉君登壇、拍手〕

○国務大臣(菅義偉君) 消費税の地方税化についてお尋ねがありました。

社会保障・税一体改革においては、地方消費税の充実などにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することといたしております。

一方、消費税全体の使途については、社会保障・税一体改革において、現行の地方消費税収一割を除いて全額社会保障財源化されることになっておりますと同時に、年金、医療、介護、子育てといった社会保障における役割分担に際して国と地方でそれぞれ配分することとされております。

この消費税を全額地方に移管するのであれば、社会保障について地方に大きな責任を担う必要がありすが、これは結果的には大きな地域間格差を生じさせることにもつながりかねない、そう考えますので、慎重な検討が必要であるというふうに考えます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 吉良よし子君。

〔吉良よし子君登壇、拍手〕

○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。

私は、日本共産党を代表して、地方財政計画外二法案に関連して、総務大臣に質問します。

初めに、東日本大震災と原発事故から三年、復興と被災者の生活とならわいの再建のため、震災復興特別交付税の継続と拡充など必要な財政措置を政府に強く求めます。

地方自治体の役割は、住民の福祉、暮らしを守ることです。安倍内閣は、国民の声を背を向け、消費税増税と社会保障改悪、大企業本位の規制緩和に突き進んでいます。憲法がうたう地方自治の本旨に沿って地方自治体が住民を守る役割を豊かに発揮させられるかが正面から問われています。

以下、具体的に質問します。

第一は、地方財政の危機打開の問題です。現在の地方財政は、そもそも小泉内閣の三位一体改革で数兆円もの地方の財源が奪われたことで一気に危機に陥りました。さらに、リーマン・ショックによる景気後退が重なって一層危機を深めています。政府は、地方財政を危機に陥れた三位一体改革への反省をしていますか。

何より、政府が毎年一兆円を超える歳出特別枠を措置したのも、財政危機に陥った地方から厳しい批判を受けたからではありませんか。歳出特別枠は、特別な歳出などではない、自治体の経常経費そのものだというのが地方の訴えです。総務大臣も同じ認識をお持ちでしょうか。であれば、なぜ社会保障を始め住民サービスを支える三千億円もの経常経費の削減に踏み出したのですか。さらに、来年度以降も削減方針を進めるというのでしょうか。お答えください。

安倍内閣が四年ぶりに復活させた昨年六月の骨太の方針では、経済再生に合わせ、危機対応モ―

ドから平時モードへの切替えを進めるとし、政府はこれを歳出特別削減の理由にしています。しかし、どの世論調査を見ても、アベノミクスによつて景気が良くなった、また今後良くなると考えている人は少数です。大半の自治体が経済再生の途上にあるという結論は、一体どんな具体的根拠に基づいているのですか。平時に戻すというのなら、三位一体改革で地方から奪った地方交付税を抜本的に還元すること、そして交付税の法定率を引き上げることこそ必要なのではないでしょうか。

第二は、地方行革の推進のために地方交付税を補助金化しようとする問題です。

政府は、一三年度、国家公務員給与を平均七・八％削減し、要請という形で地方公務員の給与削減を強要し、その分の地方交付税をあらかじめ削減するという前代未聞のやり方を取りました。これは、自ら被災し、家族を失い、それでも寝食を忘れて復旧・復興に尽力する被災自治体にも押し付けられました。これに地方団体から厳しい批判が出るのは当然です。

ところが、政府は、一四年度から、職員定数や給与削減等の行革努力分を交付税に反映する地域の元気創造事業費を設けるとしています。地方の固有財源である地方交付税に、なぜ行革努力分というひもを付けるのですか。地域の元気創造事業費三千五百億円のうち三千億円が行革努力分です。これでは、財政力の弱い自治体ほど行革が迫られるではありませんか。仕事量は減っていない、職員も給与もこれ以上削減できないという地方自治体の実態をどう認識していますか。お答えください。

また、一四年度の算定は、昨年七月からの給与削減分を基にしていますが、なぜですか。給与削減の要請に応えなかった自治体にペナルティーを科すためではありませんか。さらに、補正予算で

設けたがんばる地域交付金の配分にも給与削減分が反映されていますが、交付税や地方への交付金支出などの機会を捉え、事あるごとに行革努力分を押し付ける、これが安倍内閣の地方に対する姿勢なのではないでしょうか。

政府は、地方財政計画の一般行政経費の中で、今後、地域の元気創造事業費の枠を拡大するとしています。総務大臣は、衆議院の審議でこの点を問われ、行革指標に係る割合を高くして、各地方団体に更なる行革を促すことを考えているわけではなく、答弁されていますが、行革努力分による額、率の引上げはないと断言できますか。

第三は、公共施設等の除却問題です。安倍内閣は、公共施設を民間のもうけの対象とするPPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランで、今後十年間で十二兆円の事業を重点的に推進するとしました。その対象となる公共施設の大半は、地方自治体の公共施設等ではありませんか。

老朽化した公共施設の除却自体は、地方自治体にとつても切実な課題です。その意味では、除却にも地方債を充当できる特例を新設することは当然です。しかし、その地方の声を逆手に取つて、地方自治体の公的資産を事業規模先にありきの民間開放路線に委ねるなら、公共サービスの後退、公務リストラの加速につながるを得ないのではないのでしょうか。大臣の認識を伺います。

また、地方自治法の改正に向けて、市町村間、市町村と都道府県間の新たな連携が強調され、フルセットからの脱却、集約とネットワーク化の方向が打ち出されています。市域を越えた公共施設等の適正配置は、新たな自治体再編、道州制に向けたこととなるのではないのでしょうか。

公共施設等の老朽化対策は、住民と自治体が主体となつて進めるべきであり、それを支援する財政措置の拡充こそが必要ではないのでしょうか。

第四は、消費税増税に関わる問題です。

四月からの消費税増税は、東日本大震災からの復興、被災者の生活となりわいの再建に大きな障害となります。地方に係る各税目には、地方自治体が住民の実情を考慮し独自に減免できる仕組みがあります。しかし、消費税は税の性格上、独自の減免措置がとれないのではないのでしょうか。地方自治体が復旧・復興、被災者の生活となりわいの再建のために消費税増税の影響を遮断、軽減する方法があるのか、伺います。

二つ目は、軽自動車や原付、オートバイ等への大幅な増税です。軽自動車の需要増加は、長年にわたる国民所得の低迷から、価格でも維持費でも安価な軽自動車を選択したためであり、庶民の自衛策の結果です。ところが、政府は、自動車取得税は二重課税という自動車業界の要望には自動車取得税の税率引下げで応える一方で、その穴埋めに軽自動車税の大幅増税を行うというのです。圧倒的な国民にとつて消費税増税に加えた二重の負担増になるという認識はお持ちでしょうか。とりわけ、公共交通機関が衰退に追い込まれた地方では、軽自動車、原付、オートバイは、通学通勤を始め、若者からお年寄りまでの欠かせない交通手段です。軽自動車等の税率引上げが地方の経済と雇用、生活全体に及ぼす影響は重大であり、中止すべきではありませんか。

もう一つは、地方消費税の引上げにより拡大する自治体間の税収格差を是正するとして新設される地方法人税です。地方消費税の増収分が不交付団体にはそのまま入るのに、交付団体では増収分が減らされるという矛盾を解消するために、地方の固有の財源である法人住民税から一部を国に吸い上げて配分し直すというものです。しかし、消費税の増税がなければこうした措置は必要ないし、本来、自治体間の税収格差の是正は、地方交付税の財源保障と財政調整の両機能の強化で行われるべきではありませんか。

消費税増税は、国民に耐え難い負担を押し付けただけでなく、国民の暮らしを壊し、景気を悪化させ、地方の財政にとつても税収減とゆがみをもたらす最悪の選択です。四月からの消費税増税の中止を強く求め、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣新藤義孝君登壇 拍手)
○国務大臣(新藤義孝君) 吉良議員から確かに二十一問お尋ねをいただきました。
まず、震災復興特別交付税についてのお尋ねであります。

震災復興特別交付税については、昨年一月の復興推進会議において、平成二十三年度から二十七年までの集中復興期間中はその財源を確保することとしており、まずは平成二十七年までの復興の加速化に取り組んでいくことが必要と考えております。集中復興期間後の震災復興特別交付税の在り方については、全体の復興財源フレームの中で検討されるものと考えております。

次に、三位一体の改革についてお尋ねがありました。三位一体の改革については、かねてより地方から要望があつた三兆円の税源移譲の実現による地方の自主財源の強化、補助金改革による地方の自由度の拡大により、地方の自立や地方分権の進展に資するものであり、分権改革の実現に向けた大きな前進であつたと認識をしています。

しかし一方で、結果として、地方交付税の削減が急激に行われたこともあり、特に財政力の弱い団体には厳しいとの声があつたと認識をしています。また、国庫補助負担金改革において、単なる国の負担率の引下げによる、地方の自由度や裁量の拡大につながるものがあるなどの課題もあつたことと認識をしております。
次に、歳出特別枠については五ポイントいただきました。

歳出特別枠は、リーマン・ショック後の景気低迷が続いていること等を踏まえ、地方が地域の活性化や地域雇用の創出等の施策に取り組めるよう地方財政計画に計上したものであります。

総務省としては、地域経済は、アベノミクスにより初動の効果は上げているものの、本格的な回復に至っており、地域経済の活性化等に要する歳出の計上が必要というふうと考えたわけであり

ます。

こうした認識を踏まえまして、平成二十六年の地方財政計画における歳出特別枠については、地域経済活性化に向けた地方団体の取組を息長く支援する観点から、歳出特別枠のうちの三三億円を地域の元氣創造事業費として経常的な一般行政経費の中に振り替えて計上し、その振替分を含めて前年度水準を維持したわけであり

ます。この歳出特別枠については、経済再生に合わせ削減したという認識は持っておりませんが、今後とも、一般財源総額の確保などの観点を踏まえつつ検討してまいりたいと考えております。

次に、三位一体改革で削減された地方交付税の復元と法定率の引上げについてのお尋ねでございます。

三位一体の改革においては、平成十五年度から平成十八年度の間に地方交付税が二・二兆円の減となっており、その後の地方財政対策により様々な措置を講じた結果、平成二十六年の地方交付税を含めた一般財源総額については六十・四兆円を確保して、三位一体改革前の平成十五年度と比較して一・九兆円の増となつております。

今後とも、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう必要な一般財源をきちんと確保するとともに、地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源の保障機能が適切に発揮されるようにその総額を適切に確保してまいりたいと存じます。

次に、地域の元氣創造事業費についてであります。

この地域の元氣創造事業費は、通常の普通交付税の算定に加えまして、各地方団体が地域活性化に取り組むための財政需要について、人口を基本とした上で、行革努力の取組と地域経済活性化の成果指標を反映することにしたわけであり

ます。その際に、各地方団体が行革により捻出した財源を活用し、地域経済活性化の取組を行っていると考えていること、また、地域経済活性化に積極的

に取り組み、成果指標を全国標準よりも伸ばしている地方団体は、地域経済活性化に全国標準よりも多く取り組んでいると考えられることなどを踏まえまして、全国のかつ客観的な統計データが存在する指標を用いて各地方団体の努力を多面的に反映することにしたわけであり

ます。したがって、行革努力分というひもを付けているかどうか、それから、財政力の弱い団体ほど行革が迫られる、ペナルティーを科す、あるいは行革努力を押し付けているとの御指摘は当たらないというふうにご覧いただいております。これまで各地方団体が行政サービスを効率的に提供していくために、定員管理や給与の適正化などの行政改革を進めてきたという実態を踏まえたものというふうにご覧いただいております。

また、がんばる地域交付金についても、行革努力にに応じて加算をしているものでありまして、これは御指摘は当たらないと、このように考えております。

なお、平成二十五年度の給与水準については、平成二十五年一月の閣議決定における地方公務員に係る給与削減の要請を踏まえ、同年七月から国家公務員と同様の給与削減措置を実施することを前提として地方財政計画の策定などが行われたことを考慮すれば、これは七月一日時点の給与水準を基本として用いることが合理的であると、この

ように考えております。

また、地域活性化分の算定額については、今後、地域経済活性化の成果指標の反映度合いが増していくのに合わせて増額することを検討することとしております。したがって、行革指標に係る割合を今後更に高くすること等を特別に考えているわけではございません。

いずれにしても、地域の元氣創造事業費の具体の算定方法については、本年夏の普通交付税の決定までに地方団体からの意見なども踏まえた上で決定してまいりたいと、このように考えております。

次に、アクションプランについてのお尋ねをいただきます。

PPP/PPFの抜本改革に向けたアクションプランにおいて、今後十年間で十二兆円に及ぶPPP/PPF事業を推進するとの目標を設定しました。この目標は、民間の提案、イニシアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提にして、官民で共有するべきものとして設定したものであり、国や地方公共団体といった事業主体別の事業規模目標は定めておりません。

次に、公共施設等の除却問題についてのお尋ねでございます。

総務省では、地方公共団体における公共施設等の老朽化対策が地域の実情に応じ長期的視点から総合的かつ計画的に行われ、財政負担の軽減、平準化が図られるよう、公共施設等総合管理計画の策定を要請する予定であります。この計画の策定に当たっては、民間による類似のサービスの提供の状況や民間所有施設を利用したの公共サービスの提供の可否等を検討し、地域の実情に応じ民間の活用も積極的に検討することは重要であると、このように考えております。

また、道路網や交通機関の整備が進み交通ネットワークが発達した地域においては、隣接する市町村を越えて住民の経済活動や交流が活発に行われている状況もあります。こういった市町村間や都道府県と市町村との連携の下で計画を検討することも重要ではないかと、このように考えているわけであり

ます。最後に、消費増税についてのお尋ねをいただきました。

一点目、東日本大震災の被災者にとって消費税率の引上げの影響を遮断、軽減する方法はあるかとのお尋ねであります。

消費税の仕組みに鑑みずと、特定の地域や特定の者に配慮した特例を設けることは執行面や課税の公平性の観点から困難ではないかと、このように考えています。東日本大震災の被災者については、国税、地方税を通じ課税免除等の税制上の特例措置を講じているところでありますけれども、今後とも、予算など税制以外の施策も含めて、引き続き政府一丸となつてしっかりと支援をしてまいりたいと、このように考えています。

二点目は、軽自動車税の見直しについてのお尋ねであります。

軽自動車税の見直しは、自動車関連税制において自動車取得税廃止やその代替財源等が大きな課題であったところ、車体課税の不均衡の是正を検討すべきという地方財政審議会の検討会報告書、そして地方団体からの要望、こういったものも踏まえて与党税制調査会における議論を経て決定されたものであります。

軽自動車公共交通機関の不十分な地域などで生活の足として使われていることは私も理解をしております。今回の改正内容は、自動車取得税において軽自動車に係る税率の引下げを行った上で、軽四輪車に係る新税率の適用を平成二十

本日はこれにて散会いたします
午前十一時五十六分散会

荒井 広幸君

柴田 巧君	藥師寺みちよ君	議長の報告事項 去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国家基本政策委員	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五二二号） 海岸法の一部を改正する法律案（閣法第五三三号） 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。 所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第七号） 地方法人税法案（閣法第八号） 同日議員から次の質問主意書が提出された。 政府情報システムクラウド化とセキュリティ認証評価プログラムに関する質問主意書（藤末健三君提出）（第三八号） 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員神本美恵子君提出モザンビークでの三角協力プロサバンナ事業に関する質問に対する答弁書（第二七号） 参議院議員大久保勉君提出ビットコインに関する質問に対する答弁書（第二八号） 参議院議員藤末健三君提出「金融・資本市場活性化に向けての提言」の具体的な実施計画及び進捗に関する質問に対する答弁書（第一九号） 参議院議員藤末健三君提出日本銀行の貸出支援基金の実績及び評価に関する質問に対する答弁書（第三〇号） 参議院議員川田龍平君提出公益通報者保護法に関する再質問に対する答弁書（第三一号） 参議院議員川田龍平君提出アルツハイマー病研究の国家プロジェクトに関する再質問に対する答弁書（第三二号） 参議院議員小見山幸治君提出浄化槽の維持管理に関する質問に対する答弁書（第三三号） 同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員眞山勇一君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙した旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判長及び衆議院事務総長に通知した。	同日本院は、裁判官訴追委員小野次郎君及び同予備員藥師寺みちよ君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙した旨本院事務総長から裁判官訴追委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。
東 徹君	芝 博一君	補欠 吉良よし子君	同日議長は、地方制度調査会委員に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。	同日議長は、地方制度調査会委員に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。
加藤 敏幸君	柳澤 光美君	補欠 直嶋 正行君	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
小野 次郎君	山口 和之君	補欠 増子 輝彦君	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
山田 太郎君	中野 正志君	補欠 石橋 通宏君	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
室井 邦彦君	小見山幸治君	補欠 谷合 正明君	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
小川 敏夫君	長浜 博行君	補欠 山田 太郎君	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
寺田 典城君	中西 健治君	補欠 井上 哲士君	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
松田 公太君	中山 恭子君	補欠 東 徹君	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
アントニオ猪木君	前川 清成君	補欠 達男君	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
北澤 俊美君	柳田 稔君	補欠 伊藤 鉄男君	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
前田 武志君	江田 五月君	補欠 小見山 満君	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
水野 賢一君	行田 邦子君	補欠 日出 雄平君	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
江口 克彦君	松沢 成文君	補欠 大竹 邦実君	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
片山虎之助君		補欠 田中 秀明君	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
財務大臣 麻生 太郎君	議院運営委員 山田 太郎君	補欠 松田 公太君	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
総務大臣 新藤 義孝君	辞任 石橋 通宏君	補欠 森本 真治君	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
経済産業大臣 茂木 敏充君	直嶋 正行君	補欠 福山 哲郎君	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
国土交通大臣 太田 昭宏君	谷合 正明君	補欠 若松 謙維君	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
国務大臣（内閣官房長官） 菅 義偉君			同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
国務大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策）） 森 まさこ君			同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
国務大臣（内閣府特命担当大臣（経済財政政策）） 甘利 明君			同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
副大臣 総務副大臣 関口 昌一君			同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。	同日議長は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

農林水産委員
紙 智子君
補欠 吉良よし子君

国家基本政策委員
紙 智子君
補欠 吉良よし子君

予算委員
吉良よし子君
井上 哲士君
補欠 井上 哲士君

辞任
直嶋 正行君
増子 輝彦君
佐々木さやか君
谷合 正明君
松沢 成文君
山田 太郎君
井上 哲士君
東 徹君
平野 達男君
補欠 山田 太郎君

決算委員
松田 公太君
補欠 山田 太郎君

辞任
野田 国義君
福田 哲郎君
河野 義博君
若松 謙維君
谷合 正明君
補欠 牧山ひろえ君
直嶋 正行君
佐々木さやか君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員
若松 謙維君
補欠 谷合 正明君

同日議員から次の質問主意書が提出された。
ビットコインに関する再質問主意書（大久保勉君提出）（第三九号）
浄化槽の維持管理に関する再質問主意書（小見山幸治君提出）（第四〇号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
復帰前の沖縄駐留軍労働者の石綿健康被害に関する質問主意書（糸数慶子君提出）（第三四号）
「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の位置付け等に関する質問主意書（藤末健三君提出）（第三五号）
高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定及び処分研究に関する質問主意書（徳永エリ君提出）（第三六号）
普天間飛行場代替施設建設に対する抗議行動への政府の対応に関する質問主意書（糸数慶子君提出）（第三七号）
昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員
辞任
紙 智子君
補欠 吉良よし子君

農林水産委員
辞任
吉良よし子君
補欠 紙 智子君

国家基本政策委員
辞任
井上 哲士君
儀間 光男君
補欠 吉良よし子君
室井 邦彦君

予算委員
辞任
石上 俊雄君
野田 国義君
安井美沙子君
河野 義博君
新妻 秀規君
渡辺美知太郎君
吉良よし子君
片山虎之助君
室井 邦彦君
福島みずほ君
補欠 小川 敏夫君
牧山ひろえ君
小西 洋之君
佐々木さやか君
矢倉 克夫君
和田 政宗君
井上 哲士君
清水 貴之君
儀間 光男君
吉田 忠智君

決算委員
辞任
小西 洋之君
補欠 安井美沙子君

行政監視委員
辞任
小川 敏夫君
矢倉 克夫君
清水 貴之君
補欠 石上 俊雄君
新妻 秀規君
片山虎之助君

議院運営委員
辞任
牧山ひろえ君
佐々木さやか君
野田 国義君
河野 義博君
補欠 野田 国義君
河野 義博君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員
辞任
那谷屋正義君
儀間 光男君
補欠 尾立 源幸君
室井 邦彦君

沖縄及び北方問題に関する特別委員
辞任
横山 信一君
平木 大作君
補欠 尾立 源幸君
室井 邦彦君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
法務委員会
理事 有田 芳生君（眞山勇一君の補欠）
厚生労働委員会
理事 三原じゅん子君（山本順三君の補欠）
経済産業委員会
理事 有村 治子君（有村治子君の補欠）
環境委員会
理事 吉川ゆうみ君（三原じゅん子君の補欠）
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）

千九百七十九年九月二十八日に修正された千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）
南インド洋漁業協定の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）
二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）
視聴覚的実演に関する北京条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一〇号）
不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案（閣条第五四号）
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣条第五五号）
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣条第五六号）
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣条第五七号）
同日議員から次の質問主意書が提出された。
我が国の法律の整備改廃に関する質問主意書（江口克彦君提出）（第四一号）
敗戦直後からの確定債務・休眠口座などの現状に関する質問主意書（藤田幸久君提出）（第四二号）

モザンビークでの三角協力プロサパナ事業に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
平成二十六年二月二十五日
参議院議長 山崎 正昭殿
神本美恵子

モザンビークでの三角協力プロサバンナ事業に関する質問主意書

二〇〇九年に合意されたモザンビーク北部ナカラ回廊地域における「日本・ブラジル・モザンビーク三角協力によるモザンビーク熱帯サバンナ農業開発プログラム(ProSavana-TBM)」(以下「プロサバンナ事業」という。)は、日本の耕地面積の約三倍に当たる約千四百万ヘクタールを対象地域とし、そこには四百万人以上の農民とその家族が暮らしている。その九十九・八九パーセントが小規模農家(以下「小農」という。)であり、耕地面積の九十六パーセントをこれら小農が耕している。近年、急速に進む外国投資や企業による土地収奪との紛争が多発し、小農らは不安の中で生活を営んでいる。

プロサバンナ事業における三本柱の一つが「ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援事業(ProSavana-PD)」(以下「マスタープラン策定支援事業」という。)であり、コンサルタント機関として日本とブラジルの企業が契約を結んでいる。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 ブラジル側唯一のコンサルタント機関であるジェトウリオ・ヴァルガス財団(FGV)は、高い公益性・公平性に基づくべきマスタープラン策定支援事業を受託しているにもかかわらず、同事業と同じ地域を対象として、大規模農業を振興するための投資ファンド「ナカラ回廊ファンド」を海外企業向けに売り出している。プロサバンナ事業がブラジルも含めた三角協力である以上、日本政府はFGVが投資ファンドを売り出していることを承知していると考えるが、いかがか。承知している場合には、投資ファンドの内容を示されたい。

二 マスタープラン策定支援事業によって作成された「ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援事業(ProSavana-PD)レポート」(二〇

一三年三月)やFGVによると、この投資ファンドはプロサバンナ事業の一環として位置付けられ、国際協力機構(JICA)の関与が示されている。政府はこれを承知しているか。

三 FGVが小農支援を謳い、前記一のとおり、公益性・公平性に基づくべき政府開発援助であるプロサバンナ事業を請け負う一方で、民間企業の利益のための投資ファンドを集めることは利益相反に値すると思われるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 プロサバンナ事業は日本・ブラジル・モザンビークの三角協力によるものとして合意されており、FGVが利益相反状態にある場合には、政府開発援助の透明性を謳ったODA大綱に反すると思われるが、政府の見解を明らかにされたい。

五 安倍総理は先般の参議院本会議(一月二十九日)での質問に対し、「不法な土地収奪等が起これらしないよう特に留意すると答弁している。『不法な土地収奪等』の『等』で示される懸念される事項を明らかにした上で、政府としてどのようなことを実現するのか具体的に示されたい。

六 安倍総理は本年一月のモザンビーク訪問時にナカラ回廊地域の総合開発のために七百億円のODA供与を表明したが、この内訳を示されたい。特に「ナカラ回廊ファンド」に関する融資あるいは資金拠出が含まれているか否か示されたい。

右質問する。

平成二十六年三月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議員神本美恵子君提出モザンビークでの三角協力プロサバンナ事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神本美恵子君提出モザンビークでの三角協力プロサバンナ事業に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「投資ファンド」が、御指摘の「ジェトウリオ・ヴァルガス財団」(以下「FGV」という。)により検討されてきたことについては承知しているが、その内容等については政府としてお答えする立場にない。

二について

御指摘の「レポート」は、モザンビーク政府と「ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト」(以下「マスタープラン策定支援プロジェクト」という。)に關係するコンサルタントとの間で内部検討のために作成された書類であり、その内容について政府としてお答えする立場にない。

三及び四について

FGVは、ブラジル国際協力庁の要請を受けてマスタープラン策定支援プロジェクトに関与してきているものであり、同庁からは、利益相反が生ずるような事態は発生していないとの説明を受けている。

五について

お尋ねの「不法な土地収奪等」の「等」は、不法な土地収奪によって生じ得る農民の不利益及び権利の侵害を指している。こうした事態が起きないよう、政府として、モザンビーク政府に対し、農民の権利の保障、行政の土地管理能力の向上のために必要な支援を行っていく考えである。

六について

お尋ねの「内訳」については、現時点では確定していないため、お答えすることは困難である。いずれにせよ、御指摘のような「ナカラ回廊ファンド」に関する融資あるいは資金拠出は、

「廊ファンド」に関する融資あるいは資金拠出」を行うことは検討していない。

ビットコインに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年二月二十五日

大久保 勉

参議院議長 山崎 正昭殿

ビットコインに関する質問主意書

インターネット上の仮想通貨とされるビットコインへの注目が高まっている。インターネット上において、ビットコインを決済手段として利用可能な物販サイト及びサービス提供サイトは多数存在し、実店舗でも取扱いが増加しているのが現状である。しかし、その法的な位置付けは不明確であり、決済における不安定要素となっている。よって、ビットコインに対する規制の範囲を明確にし、取引の安定性・確実性を確保する観点から、以下質問する。

一 世界全体で、ビットコインの現在の発行残高及び経済価値は、日本円に換算していくらか。

二 諸外国において、ビットコインが資金決済で果たしている役割と、それに伴う法的な位置付けは各国でそれぞれ異なるかと認識している。例えば、中国、ロシア等においては、ビットコインの使用が規制されているとの報道もある。諸外国の中で、ビットコインを法的に定義している国又は近い将来に法的な定義を行うことを表明している国はあるのか。

三 日本において、ビットコインは民法における「通貨」及び外国為替及び外国貿易法における「本邦通貨」、「外国通貨」に該当するのか。また

た、これらの法律のほかに、ビットコインを通貨の定義に内包する法律上の規定は存在しているのか。

さらに、銀行法、金融商品取引法等金融関連の法律におけるビットコインの取扱いや、その他の法律におけるビットコインの位置付けはどのようなになっているのか。

四 前記三において、ビットコインを通貨の定義に内包する法律上の規定が存在しない場合は、我が国においては決済手段としてのビットコインの使用が禁止されるものであるのか。使用が禁止されるのであれば、その根拠となる法令を明らかにされたい。使用が禁止されないのであれば、以下の三点につき、法的な根拠も含め明らかにされたい。

1 ビットコインによる取引には課税されるか。

2 銀行は、ビットコインの売買の仲介、ビットコインと円貨又は外貨との交換並びにビットコイン口座の開設及び送金ができるか。

3 証券会社及び投資顧問会社は、ビットコインを投資対象とするファンドを組成することができるか。

五 ビットコインでの決済が日本国内で事実上行われている状況に鑑みて、いわゆるマネーロンダリングに使われることを防ぐとともに、マネーロンダリングに使われた場合に迅速な摘発を行うことが必要となるが、政府はどのような法令で担保しようと考えているのか。特に、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律との関係について示されたい。

また、前記三において、ビットコインを通貨の定義に内包する法律上の規定が存在しない場合、特に、民法、銀行法及び外国為替及び外国貿易法において通貨として定義していない場合

には、マネーロンダリング対策の不備の原因となり得るのではないかと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

六 ビットコインと、日本円又は米ドル等外国通貨との交換市場は、国内にも存在する。こうした交換市場の開設やそこで行われる取引が、民法の規定により無効とされ、又は銀行法、金融商品取引法、外国為替及び外国貿易法その他の法令に違反することはないか。特に、刑法における賭博及び富くじに関する罪に違反することはないか。

七 ビットコインと、日本円又は米ドル等外国通貨との交換を勧誘することは、虚偽の投資又は無限連鎖講等の勧誘行為等に値するものとして、刑事上の処罰を受ける可能性はないのか。また、こうした勧誘が金融商品取引法等の金融関連の法律で容認されるためには、どのような業者登録や勧誘規制の遵守が必要となるのか。右質問する。

平成二十六年三月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員大久保勉君提出ビットコインに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大久保勉君提出ビットコインに関する質問に対する答弁書

一及び二について

ビットコインについては、特定の発行体が存在せず、各国政府や中央銀行による信用の裏付けもない等の特徴を有するとされているものと理解しているが、政府として、その全体像を把握しているものではなく、現在、関係省庁において連携を図りつつ、情報収集に取り組んでいるところである。

お尋ねの世界全体におけるビットコインの現在の発行残高及び経済価値について、確たることを申し上げることは困難であり、また、諸外国において、ビットコインを法的に定義している国又は近い将来に法的な定義を行うことを表明している国が存在しているか否かについても、具体的には承知していない。

三について

我が国において通貨とは、貨幣については通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和六十二年法律第四十二号)第七条で額面価格の二十倍まで、日本銀行券については日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第四十六条第二項で無制限に、それぞれ法貨として通用するものとされているところであり、ビットコインは通貨に該当しない。

民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二条第一項及び第二項における「通貨」とは、強制通用の効力(以下「強制通用力」という。)を有する貨幣及び日本銀行券であつて、これを用いた金銭債務の弁済が当然に有効となるものをいうと解されており、強制通用力が法律上担保されていないビットコインは、当該「通貨」には該当しない。

また、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項における「通貨」とは、強制通用力のある銀行券、政府紙幣又は硬貨と解されており、ビットコインは、これらのいずれにも該当しないため、日本円を単位とする通貨と規定する「本邦通貨」、本邦通貨以外の通貨と規定する「外国通貨」のいずれにも該当しない。

さらに、その他の法律においても、ビットコインを通貨の定義に含めている規定は存在しない。

また、ビットコインは通貨ではなく、それ自

体が権利を表象するものでもないため、ビットコイン自体の取引は、通貨たる金銭の存在を前提としている銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業として行う行為や、有価証券その他の収益の配当等を受ける権利を対象としている金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項又は第二項に規定する有価証券等の取引には該当しない。

四について

ビットコインを対価として債務の弁済に使用することを一律に禁止する法律は存在しないと承知している。

お尋ねの1について、個別具体的な課税関係については、個々の事実関係に基づき判断すべき事柄であり、また、お尋ねの「ビットコインによる取引」の内容が明らかでないことから、一概にお答えすることは困難であるが、一般論としては、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)、消費税法(昭和六十三年法律第八号)等に定める課税要件を満たす場合には、課税の対象となる。

お尋ねの2について、ビットコインの売買の仲介やビットコインと円貨又は外貨との交換、ビットコインを預かる「口座」の開設及び当該口座間でのビットコインの移転については、銀行法第十条第一項各号、同条第二項各号及び第十一条各号に規定する銀行が営むことができる業務には該当しない。

お尋ねの3について、ビットコインがお尋ねの「投資対象」として適当であるか否かは別として、金融商品取引法第三十五条第二項第六号及

平成二十六年三月十二日 参議院会議録第八号

質問主意書及び答弁書

び同項第七号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第六十八条第十九号は、第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者が行うことができる業務として、有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として、財産の運用を行う業務を規定している。

五について

犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄であるが、お尋ねの「マネーロンダリングに使われた場合」が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)第十条第一項に規定する「犯罪収益等」の「取得若しくは処分につき事実を偽装し、又は犯罪収益等を隠匿した」に該当する場合には、同項の罪が成立することがあるものと考えられる。

また、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)は、同法第二条第二項に規定する特定事業者に対し、顧客等との一定の取引について、ビットコインの使用の有無にかかわらず、本人特定事項等の確認等の義務を課している。

三についてお答えしたとおり、ビットコインを通貨の定義に含めている法律の規定は存在しないが、そのことがお尋ねの「マネーロンダリング対策の不備の原因」となり得るか否かについては、ビットコインの使用実態等が明らかでない現段階でお答えすることは困難である。

六について
お尋ねの「ビットコイン」と、日本円又は米ドル等外国通貨との交換市場は、国内にも存在する。こうした交換市場の開設やそこで行われる取引を一律に禁止する法令は存在しておらず、そのような市場の開設や取引の民事法上の

効力及び法令違反の有無については、個別具体的な事情により判断されることになり、一概にお答えすることは困難である。

七について

お尋ねの「ビットコイン」と、日本円又は米ドル等外国通貨との交換を勧誘することは、虚偽の投資又は無限連鎖講等の勧誘行為等に値するものとして一律に刑事罰を科す法律は存在せず、当該交換を勧誘することが刑事罰の対象となるかは、個別具体的な事情により判断されることになる。また、三についてお答えしたように、ビットコイン自体の取引は有価証券等の取引に該当しないため、当該交換を勧誘することは、金融商品取引法等の金融関連の法律による「業者登録」や「勧誘規制」の対象とはならない。

「金融・資本市場活性化に向けての提言」の具体的な実施計画及び進捗に関する質問主意書の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年二月二十五日

藤末 健三

参議院議長 山崎 正昭殿

「金融・資本市場活性化に向けての提言」の具体的な実施計画及び進捗に関する質問主意書

安倍内閣の経済財政政策(いわゆる「アベノミクス」)においては、「三本の矢」として「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」を掲げている。

これまでのところ、「大胆な金融政策」と「機動的な財政政策」については、一定程度の効果が現れていると見ることもできる。しかし、企業・家

計の成長期待を定着させ、実体経済の成長を実現し、持続的な経済成長に回帰させるためには、「第三の矢」である「民間投資を喚起する成長戦略」、それも具体的な政策の速やかな実現が不可欠である。

金融・資本市場の活性化も、こうした成長戦略の重要な分野の一つであることは言うまでもない。こうした観点から、平成二十五年(二〇一三年)十二月十三日に、金融・資本市場活性化有識者会合が取りまとめた公表した「金融・資本市場活性化に向けての提言」(以下「本提言」という)は、言わば金融版の成長戦略として位置付けられる。今後は、本提言を受けて具体的な実施計画の策定を早期に図るとともに、策定した計画及びその進捗についての積極的な情報開示を行い、市場参加者や企業等との間で、今後の金融・資本市場の活性化についての認識を共有することが極めて重要である。

そこで、本提言の具体的な実施計画及び進捗に関して、以下質問する。

一 本提言では、「豊富な家計資金や公的年金等が成長マネーに向かう循環の確立」を始めとする四つの分野について、目指すべき二〇二〇年の姿を想定した上で、二〇一四年から直ちに着手すべき施策と次のステップを明示している。

他方、金融業の中長期的な在り方については、金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」から、「我が国金融業の中長期的な在り方について(現状と展望)」と題する報告書(以下「金融審議会報告」という)が平成二十四年(二〇一二年)五月二十八日に公表されている。

政府は、金融審議会報告を踏まえて、金融・資本市場及び金融業の機能強化に関してどのような具体的取組を行ってきたのか。また、金融・資本市場活性化有識者会合が本提言をまと

めるに当たって、金融審議会報告以後の取組をどのように評価したのか、政府の認識を示されたい。

二 本提言では、第一段階として「直ちに着手し、二〇一四年からの最初の一年間程度で実行すべき課題」を数多く掲げている。このうち、「投資信託等」、「年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)等の公的・準公的資金」、「海外年金ファンドとの共同投資」、「インサイダー取引規制」、「上場インフラファンド市場」、「国際会計基準(IFRS)の各項目について、今後の具体的な実施計画の策定状況及び現時点の進捗を詳細に示されたい。

三 本提言の「結び」には、「目標を実現するためには、本提言の着実な実行に止まらず、この進展状況をフォローアップし、更なる施策を検討し積極的に講じていくなど、不断の取組みが求められる」とし、取りまとめ後も金融・資本市場活性化有識者会合での検討を継続していく方針が明らかにされている。

既に本提言が公表されてから二か月以上が経過する中で、スピード感を持って課題の解決に臨む態度を明確にしなければ、市場参加者や企業等の期待に応えることは困難であると考え、今後の金融・資本市場活性化有識者会合での検討予定も含め、政府の方針を示されたい。

右質問する。

平成二十六年三月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出「金融・資本市場活性化に向けての提言」の具体的な実施計画及び進捗に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出「金融・資本市場活性化に向けての提言」の具体的な実施計画及び進捗に関する質問に対する答弁書について

平成二十四年五月二十八日に金融審議会我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループが取りまとめた「我が国金融業の中長期的な在り方について（現状と展望）」を受け、政府においては、外国銀行業務の代理・媒介に係る規制の見直しのための信用金庫法昭和二十六年法律第二百三十八号等の改正、動産・売掛金担保融資の活用のための環境整備、金融経済教育の充実、我が国金融業の向上・活性化に向けた「官民ラウンドテーブル」の設置等の取組を行つてきている。

御指摘の金融・資本市場活性化有識者会合（以下「有識者会合」という。）においては、このような取組をも踏まえた上で、アベノミクスの「第三の矢」である「民間投資を喚起する成長戦略」の一環として、金融・資本市場においても戦略的な構造改革を進めていく必要があるとの問題意識の下、内外の経済社会構造の変化を踏まえつつ、①豊富な家計資金や公的年金等が成長マネーに向かう循環の確立、②アジアの潜在力の発揮、地域としての市場機能の向上、我が国との一体的な成長、③企業の競争力の強化、起業の促進及び④人材育成、ビジネス環境の整備等の四つの分野について取り組むべき施策として、昨年十二月十三日に「金融・資本市場活性化に向けての提言」（以下「本提言」という。）を取りまとめたものと承知している。

二について
本提言に盛り込まれた諸施策のうち「直ちに着手し、二十十四年からの最初の一年間程度で実行すべき課題」を中心に、現在関係省庁及び関係者においてその具体化・実現に向けた取組

平成二十六年三月十二日 参議院会議録第八号

質問主意書及び答弁書

が進められている。

具体的には、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「GPIF」という。）等の公的・準公的資金については、デフレ脱却を見据えた運用の見直しやリスク管理体制等のガバナンスの見直しなどに係る「公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議」の報告書（平成二十五年十一月二十日）の提言を踏まえ、関係省庁において、各資金の規模・性格に応じ、長期的な健全性の確保に留意しつつ、必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の対応を行つていく。海外年金ファンドとの共同投資については、株式会社日本政策投資銀行及びGPIFが、カナダ・オンタリオ州公務員年金基金（以下「OMERS」という。）と共同投資協定を結び、OMERSが発掘・投資するインフラストラクチャー事業に共同で投資することを決定した。上場インフラファンド市場の創設や、そのための制度面での支援については、金融庁において関係する政令及び内閣府令の改正を検討するとともに、株式会社日本取引所グループの取組を促している。

三について

本提言に掲げられた目標を実現するためには、本提言の着実な実行にとどまらず、この進展状況をフォローアップし、更なる施策を検討し積極的に講じていくなど、不断の取組を行っていくことが必要と考えており、こうした問題意識の下、有識者会合も本提言を取りまとめた以降も開催されている。引き続き、目標の速やかな実現に向け取り組んでまいりたい。

日本銀行の貸出支援基金の実績及び評価に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年二月二十五日

参議院議長 山崎 正昭殿

藤末 健三

日本銀行の貸出支援基金の実績及び評価に関する質問主意書

本年二月十八日、日本銀行は、政策委員会・金融政策決定会合において、貸出支援基金の運営として行う資金供給について、規模を二倍とした上で、本年三月末に到来する期限を一年間延長することを決定した。

安倍内閣の経済財政政策（いわゆる「アベノミクス」）では、第一の柱として「大胆な金融政策」を掲げており、平成二十五年一月に公表された政府・日本銀行の共同声明においても、デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のために政策連携を強化することが示されている。金融政策自体は日本銀行の自主性が尊重されなければならないが、その実績の把握及び評価については、政府においても十分に行われる必要がある。

こうした観点から、日本銀行の貸出支援基金の実績及び評価に関して、以下質問する。

一 貸出支援基金は、「物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する観点から、金融緩和効果を一段と浸透させるための措置」として、バランスシート上に基金を創設し、わが国経済の成長基盤強化および貸出増加に向けた民間金融機関による取り組みを支援することを目的としている。

政府は、これまでの貸出支援基金の運営について、日本銀行がその実績と課題をどのように評価しているものと認識しているのか。また、

政府としては、貸出支援基金の運営の実績と課題をどのように評価しているのか、明らかにされたい。

二 貸出支援基金の創設は、民間の資金需要を掘り起こして日本経済の成長力強化につながることに狙いとされているが、実際にどの程度の民間資金需要を掘り起こしているのかを明らかにしなければならない。

日本銀行では、民間企業等への貸出規模の増加、貸出対象案件の拡大等、貸出支援基金の運営として行う資金供給を受けた金融機関における具体的な実績をどのように把握しているのか。政府の承知するところを明らかにされたい。

加えて、報道等では、企業の資金需要が盛り上がつているとは言えない中で、貸出支援基金の運営として行う資金供給が民間への融資増加につながらず、貸出支援基金自体の活用が進んでいないとの批判も見られるところであるが、日本銀行がどのような認識を持っていると政府は承知しているのか。また、政府としては、前述の批判に対し、どのような認識を持つているのか明らかにされたい。

右質問する。

平成二十六年三月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出日本銀行の貸出支援基金の実績及び評価に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出日本銀行の貸出支援基金の実績及び評価に関する質問に対する答弁書

一について

日本銀行の営業毎旬報告（平成二十六年一月

三十一日現在によると、貸出支援基金の残高は九兆千六百五十五億八千五百五十万円であり、その内訳は、成長基盤強化を支援するための資金供給(以下「成長基盤強化支援資金供給」という。)が四兆八百十二億八千五百五十万、貸出増加を支援するための資金供給(以下「貸出増加支援資金供給」という。)が五兆八百四十三億円である。日本銀行としては、成長基盤強化支援資金供給は、金融機関が成長基盤強化に向けた取組を進める上での呼び水としての効果を発揮し、貸出増加支援資金供給は、金融機関の一段と積極的な行動と企業や家計の前向きな資金需要の増加を促すことに資していると評価しているものと承知しており、政府としてもこうした認識を共有している。

二について
日本銀行は、成長基盤強化支援資金供給については、金融機関から、成長基盤強化に資する融資又は投資を行う取組方針をあらかじめ提出させた上で、当該資金供給の実施に際して、この取組方針に基づいて行われた融資等の残高、成長基盤強化分野ごとの個別の融資等の金額等の報告を受けており、貸出増加支援資金供給については、金融機関から、当該資金供給の実施に際して、貸出増加額等の報告を受けているものと承知している。金融機関の貸出態度の改善が続く中、銀行貸出しの伸び率は次第に高まってきており、このところ銀行貸出しの月平均残高の前年同月比は、二パーセント台のプラスとなっている。日本銀行は、平成二十六年二月十八日の政策委員会・金融政策決定会合において、成長基盤強化支援資金供給と貸出増加支援資金供給について、規模を二倍とした上で、一年間延長することを決定した。日本銀行は、これらの資金供給の拡充及び延長は、平成二十五年四月四日の政策委員会・金融政策決定会合に

において、日本銀行が導入した量的・質的金融緩和の効果の波及メカニズムを強化するものであり、貸出増加や成長基盤の強化に向け、金融機関の一段と積極的な行動や企業・家計の前向きな資金需要の増加を促すことを期待しているものと承知しており、政府としても、こうした取組を適切なものと評価している。

公益通報者保護法に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年二月二十五日

参議院議長 山崎 正昭殿

川田 龍平

公益通報者保護法に関する再質問主意書

私が提出した「公益通報者保護法に関する質問主意書」(第百八十六回国会質問第六号)で触れた事案について、報道によれば、田村憲久厚生労働大臣は国家公務員法の守秘義務に違反するとの認識を示し、厚生労働省の依頼で東京大学が進める調査の結果を見て、処分内容を検討することとされている。

他方、今回も全く役に立たなかった公益通報者保護法については、昨年の特定秘密の保護に関する法律(以下「特定秘密保護法」という。)の制定で内部告発を行う者が萎縮するとの懸念が各方面から表明されており、担当の森まさこ内閣府特命担当大臣には、公益通報者に違法に報復した側への処罰や公益通報のための情報持ち出しの免責の明記などを盛りこむなどの改正を行うべきとの意見が寄せられていると承知している。そこで、以下質問する。

一 答弁書(内閣参質一八六第六号)では、「Eメール」が「国の行政機関の通報処理ガイドライ

ン(外部の労働者からの通報)」(以下「ガイドライン」という。)が適用される通報に該当しないとのことであったが、その理由について、二月十三日の国会答弁で田村厚生労働大臣は、労働者以外からの通報については、受理「できる規定」である旨答弁した。これは「しなければならない」規定ではないから、受理しなくてもガイドラインに抵触しないとの趣旨と受け取ったが、ではなぜ受理「できる」のに「しなかった」のか。

二 前記一について、公益通報者保護法における「公益通報」に該当しない場合でも、ガイドラインでは、「2(6)公益通報以外の通報の取扱い」の①において、労働者ではない者からの通報であつても要件を満たすものであれば調査及び適当な措置をとるよう努める、とされている。当該要件を満たさないと判断する場合には、その理由を示された。

三 前記二と同じく、「公益通報」に該当しないとしても、ガイドラインの「3(1)通報の受付と教示」の①では、通報者の秘密保持を規定しており、③では受理しないときは受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を、通報者に対し通知すべきことを定めている。通報者の同意を得ないままプロジェクト責任者に告発のEメールを提供する行為は右規定に反すると考えるが、いかがか。

四 ガイドラインにおいて、公益通報者保護法の対象となる通報に該当しない場合の対応が示されているということは、同法の対象となる通報でない場合にはガイドラインが適用されないという意味ではなく、同法の対象ではない通報に對しても通報者を保護し、最小限提供された秘密を守るべきことを規定していると考えるが、いかがか。

五 告発のEメールをプロジェクト責任者に提供

したことは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律における、行政機関が職務上取得した「保有個人情報」の、本人の同意を得ない第三者への提供に該当したと考えるが、いかがか。

六 森大臣は先日(の)会見で本事案に関連し、「公益通報であれ相談であれ苦情であれ、行政機関におよそ国民から情報が寄せられた場合に、それが他人に流出してしまうということはあつてはならないことです。(中略)公益通報に当たらない内部通報もあるわけですね、(中略)ガイドラインを見直して徹底してまいりたいと思います」と述べているが、昨年の特定秘密保護法制定時の国民の懸念を払拭するためにも、抜本的な法改正を行うべきと考えますが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十六年三月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員川田龍平君提出公益通報者保護法に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出公益通報者保護法に関する再質問に対する答弁書
一から四までについて
御指摘の「Eメール」については、その主な内容が研究組織の構成に関する質問であり、添付された資料の内容からも、法令遵守を図る観点から通報に準じて処理すべきものではないと判断されたため、「国の行政機関の通報処理ガイドライン(外部の労働者からの通報)」(平成十七年七月十九日関係省庁申合せ。以下「ガイドライン」という。)が適用される通報に該当せず、通報として受理しなかったものである。

五について

御指摘の「Eメール」は、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報に該当し、その第三者に対する提供に当たって、本人の同意は得ていない。

六について
各行政機関においては、保有する情報の取扱いに関する規則等を定め、適切な情報管理を行うこととしており、また、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）等によつて、行政機関の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこととされている。政府としては、ガイドラインの周知徹底を図るなど通報に関する秘密の保護に係る制度の適切な運用を図るとともに、公益通報に係る課題の把握等に努め、適切な対応を検討してまいりたい。

アルツハイマー病研究の国家プロジェクトに関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年二月二十六日

参議院議長 山崎 正昭殿
川田 龍平

アルツハイマー病研究の国家プロジェクトに関する再質問主意書

私が提出した「アルツハイマー病研究の国家プロジェクトに関する質問主意書」（第百八十六回国会質問第七号）に対する答弁書（内閣参質一八六第七号）（以下「答弁書」という。）について、以下質問する。

一 NEDOが明らかにした、支出額が確定した各年度の金額の総額及びその内訳の概要のう

ち、「外注費」と「再委託費」とは具体的にどのような違いがあるのか、示されたい。

二 プロジェクト実施者の都合により、最終報告の予定が度々引き延ばされ、今年三月末がいよいよ報告の最終期限となっているJ-ADNI（アドニ）について、経済産業省及び文部科学省は費用対効果について、現時点でどのように見込んでいるのか。

三 J-ADNI（アドニ）の成果がしっかりと検証されるまでは、J-ADNI（アドニ）二への来年度分の支出は行うべきではないと考えるが、経済産業省の見解を明らかにされたい。

四 田村厚生労働大臣は、主任研究者が所属する東京大学に対して真相究明の調査を指示し、これを受けた東京大学は今年三月に弁護士ら外部六人、学内四人の計十人の調査委員会を作ったが、委員は公表していないとの報道がある。委員を公表しない理由を示されたい。また、委員を明らかにして、中立性、第三者性が担保されていることを証明されたい。加えて、調査の進行状況及び調査結果の取りまとめ時期の見通しについても明らかにされたい。

五 前記四に関しては、当然迅速な調査であつてはならず、東京大学が自ら行う調査中の一方で、研究の最終報告書を提出してしまうというのは、手続上、また、常識的に許されないことと考えるが、いかがか。

六 被験者の中には、同意書の提出などの適切な手続を踏んでいない者もいる可能性があるとの深刻な示唆を受けたので、このことだけでも早急に厚生労働省自ら実地調査を行い、疑惑を晴らすべきと考えるが、いかがか。

七 告発者の記者会見資料によれば、製薬会社から出向している事務局長が主任研究者の指示により、被験者のデータチェックを担当する分担研究者の管理する研究室から、同分担研究者が

保管していた被験者に係る資料を無断で持ち出したとされており、厚生労働省の職員から主任研究者への指示があつたとの情報も寄せられている。そこで、右証拠資料の持ち出しに関して、厚生労働省の誰が主任研究者に対して、どのような指示をしたのか、製薬会社からの出向者が証拠資料を持ち出すことを厚生労働省として想定しないか容認していたのか、明らかにされたい。

八 高血圧症治療薬ディオバンの臨床研究や慢性骨髄性白血病治療薬を用いた医師主導臨床研究での疑惑を見ても、製薬会社の従業員が臨床研究の被験者資料の保全に関与すること自体が大きな問題であると考え、この点に対する厚生労働省の見解を明らかにされたい。

九 答弁書の十二についてで、「倫理指針」の二〇〇八年改正の前後に、倫理審査が行われた本件プロジェクトの実施設数は、「調査に時間を要する」との答弁であつたが、どの程度の日数があれば調査し、結果の報告が可能であるのか、示されたい。

十 答弁書の十四についてで、「今回の事案は、同年三月三十一日以前に着手された研究であるため、当該規定は適用されない」とあり、答弁書の十五についてもこの認識に基づいているが、プロジェクトの着手は三月三十一日以前であつても、臨床研究実施施設によつては倫理審査委員会への申請が、「倫理指針」の二〇〇八年改正の適用される時期であつた可能性はないのか。

十一 答弁書の十七についてで、「日経バイオテク ONLINE Vol.一九九二〇一四年一月十五日配信の増田智子氏記事、あなたの未発表データも「捏造」扱いの危機」で、「科学研究で「捏造」、「改ざん」ということが決定的になるのは、査読付きの論文誌に発表した論文で、デー

タに偽りがあつたことが示された場合です」との見解が示されていることについて質問する。論文発表前のデータの修正が限られた条件下で可能であることは認めるが、増田氏のような考え方が流布することは、論文発表前の実験データの原資料や実験ノートの修正を容易に行えるものであるとの認識に基づく改ざんを誘発するおそれがあり、特許取得、未発表データに基づく知的財産のライセンス、共同研究の推進等の前提となるデータの正確性について、研究者の認識を誤らせる危険性があると考え、いかがか。少なくとも、論文発表前であつてもデータの改ざんは改ざんであり、ねつ造はねつ造であることを研究者は明確に認識する必要があると考えるが、いかがか。

十二 昨年十一月五日の参議院厚生労働委員会における質疑において、ディオバンに関する薬事法の広告規制違反と関連する座談会を掲載した日経メディカル誌の発行元である日経BP社の宮田満氏がディオバン問題の検討委員会の委員であることは、社会常識としての利益相反の観点から不適切ではないかとの私の質問に対し、厚生労働省は、「宮田さんについては（中略）この分野における幅広い知識を持つておられまして、今般の事案に関する議論に十分な資質を持つておられる方だと考えております。他の委員と同様に、利益相反に関しましては、ノバルティス社やあるいは関係大学との利益相反に関する一定の基準を検討会の中でつくつていた。たきまして、それについて最終的にその基準を満たしているという中で申告状況を公表したところでございます。利益相反については透明性を十分確保した上で適切に管理することが重要だと思つておりますので、検討委員会における検討を進めるに当たつて、今回の宮田さんの選定については特段の問題があるとは考えておりま

せん。」と答弁した。しかし、選定時の申告では分からなかった事実として、宮田氏の勤務する会社が、薬事法違反のおそれが疑われる広告を掲載し利益を得ていたことが明らかとなった以上、有識者としての見識や、申告や開示に関する基準に適合するか否かということとは別に、社会常識としての利益相反の考え方に照らし、当該問題を検討する政府委員であり続けることの適切性について、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十六年三月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員川田龍平君提出アルツハイマー病研究の国家プロジェクトに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出アルツハイマー病研究の国家プロジェクトに関する再質問に対する答弁書

一について

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構によると、外注費とは、委託先が委託業務に直接必要なデータ分析等の請負業務を仕様書に基づいて第三者に行わせるための経費であり、他方、再委託費とは、委託先が委託業務の一部を更に第三者に委託するための経費であるとのことである。

二について

御指摘の「最終報告の予定が度々引き延ばされ、今年三月末がいよいよ報告の最終期限となっているJ-ADNI(アドニ)」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

平成二十六年年度の経済産業省のアルツハイマー病研究に係る事業については、同年度予算の成立前であるため、お答えすることは差し控えたい。

四について

お尋ねについては、御指摘の調査(以下「本件調査」という。)が東京大学が実施しているものであることから、政府としてお答えする立場にない。

五について

御指摘の「研究の最終報告書」の意味が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、御指摘のプロジェクト(以下「本件プロジェクト」という。)については、今後、適切な時期に研究の成果が取りまとめられるべきものと考えている。

六について

先の答弁書(平成二十六年二月十二日内閣参質一八六第七号。以下「先の答弁書」という。)四から七までについてでお答えしたとおり、本件プロジェクトの研究データ等に関する事実関係については、専門的な観点から、公正な調査が必要であることから、本件プロジェクトの研究代表者が所属する東京大学に対し、本件調査を行うよう依頼したものである。

七について

研究上の不正が疑われる事案に関して不正の有無の検証を行う上では、その証拠となるデータの保全が必要であることから、厚生労働省老健局の担当者が研究代表者及び研究分担者に対して、当該データに触れないよう要請したところであり、御指摘のような「製薬会社からの出向者が証拠資料を持ち出すことを厚生労働省として想定ないし容認していた」事実はない。

八について

御指摘の「臨床研究の被験者資料の保全に關与すること」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、臨床研究における研究機関と製薬企業との間の労務提供等についての透明性の確保は必要であると考えている。

九及び十について

御指摘の「調査」については、臨床研究機関の協力に基づき実施するものであるため、お尋ねの日数について一概にお答えすることは困難である。また、お尋ねの臨床研究実施施設ごとの倫理審査委員会への申請時期については、把握していない。

なお、先の答弁書十四についてでお答えしたとおり、本件プロジェクトは、平成二十一年三月三十一日以前に着手された研究であるため、臨床研究実施施設ごとの倫理審査委員会への申請時期にかかわらず、平成二十年の改正後の臨床研究に関する倫理指針(平成二十年厚生労働省告示第四百十五号)は適用されないものである。

十一について

お尋ねについては、個々の記事の内容に関するものであるため、政府としてお答えする立場にない。なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成十八年八月八日科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会決定)の対象となる不正行為は、「発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造と改ざん、及び盗用である」とされている。

十二について

御指摘の「社会常識としての利益相反の考え方」の意味するところが必ずしも明らかではないが、高血圧症治療薬の臨床研究事案に関する

検討委員会の御指摘の委員については、他の委員と同様、ノバルティスファーマ社や関係大学との利益相反に関する申告を求め、一定の基準を満たしていることを確認し、当該申告を公表することにより、透明性を確保した適切な利益相反の管理を行っているため、委員として同検討委員会に参画いただくことは、問題ないと考えている。

浄化槽の維持管理に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年二月二十六日

参議院議長 山崎 正昭殿 小見山幸治

浄化槽の維持管理に関する質問主意書

浄化槽は、公共用水域の水質保全及び生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るため、下水道と比較しても安価で工期も短く、地震にも強いシステムとして我が国に定着しつつある。

さらに、そのシステムを推進するためには、保守点検、清掃、法定検査の三つの業務がしっかりと連携を取ることが重要だと考える。

その観点に立つて、以下質問する。

一 環境省関係浄化槽法施行規則第六条によれば、保守点検回数は、「通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回以上とする。」とあるが、通常の使用状態とはどのような状態を指すのか。

二 前記一に関して、通常の使用状態でない場合はどのような状態を指すのか。

三 浄化槽の清掃については、環境省関係浄化槽法施行規則第十一条で浄化槽清掃業の許可の技術上の基準が定められている。業者は基準に則

し、清掃に先立つて点検を行い経時的な管理をする必要がある。しかし、清掃の際に、例えば汚泥を引き抜くだけの一時的、単発的な作業しか行っていない業者があると聞くが、その実態について、政府の承知するところを示されたい。

四 前記三に関し、そのような業者がある場合、過去にどのような指導を行ってきたのか、明らかにされたい。

五 浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを確認するために行う浄化槽法第十一条に規定される定期検査において、法定検査員が現場に行かず、保守点検業者が採水してくる指定採水員制度は、この定期検査の要件を満たしているのか、政府の見解を明らかにされたい。

六 浄化槽法第十一条で規定されている定期検査は、毎年一回と定められている。しかし、毎年検査を実施していない都道府県もあると聞くが、その実態について、政府の承知するところを示されたい。

七 前記六に関して、毎年検査を実施していない都道府県がある場合、今までのどのような指導を行ってきたのか、明らかにされたい。

八 平成十年三月二十四日付けの厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知で、保守点検又は清掃の記録が記載されている帳簿等については、「保存されている電子データについて、速やかにその内容をディスプレイ装置に表示し又は紙に印刷することなどにより、見読することが可能なシステムになっていること等の要件を満たす場合には、電子データを記録し保存するための媒体によって保存することができるとする」とされているが、その後の実態はどうなっているのか、政府の承知するところを示されたい。

九 平成十八年五月十七日付けの環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知で浄化槽の維持管理に係る業務の連携について「浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査について、更に連携を深め、組織的な維持管理体制の整備を図る」とあるが、その実態について、政府の承知するところを示されたい。

三条第一項の規定に基づく報告徴収等を行うことができる」とされており、政府としては把握していない。

五について

御指摘の「指定採水員制度」は、定期検査の検査効率化等のため、検査員を補助する者が生物化学的酸素要求量に関する検査における検体の採水等を行うことを可能とするために導入された制度であり、同制度を採用する際には、指定検査機関による監督が確実に行い得る体制を構築するなど、定期検査の信頼性を損なうことがないよう万全の措置を講ずるよう都道府県に対し指導している。

平成二十六年三月七日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議員小見山幸治君提出浄化槽の維持管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

六及び七について

お尋ねの実態については、調査に時間を要するため、お答えすることは困難である。

参議院議員小見山幸治君提出浄化槽の維持管理に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「通常の使用状態」とは、浄化槽が常時使用されている状態を指し、別荘に設置されている場合等、浄化槽が長期間使用されない状態にあるときは、これに当たらない。

八について

平成二十四年度に実施した浄化槽の保守点検を業とする者及び浄化槽清掃業者を対象とした調査によれば、保守点検及び清掃の記録並びに帳簿を電子データで管理している者は、平成二十四年三月三十一日時点で、三百二十六社中百五十三社であった。

三及び四について

御指摘の浄化槽の清掃については、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。）第四条第八項の規定に基づき定められた環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）第三条に規定する清掃の技術上の基準に従い行うこととされているが、清掃作業を適切に実施しているか否かの確認については、法第五十七条第一項の規定に基づき都道府県知事が指定した指定検査機関が、法第十一条の規定に基づく定期検査（以下「定期検査」という。）において行っている。なお、個々の清掃の実態については、都道府県知事等が、法第五十

九について

浄化槽の維持管理に係る業務の連携の一例としては、保守点検、清掃及び定期検査を一括して契約する方式があり、平成二十四年十二月三十一日時点で約二百の地方自治体で採用されている。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一一〇円	一一八円